

2日目（6月6日）

第2回福生市議会定例会会議録（第8号）

平成19年6月6日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家 庭 部 長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 榮喜君	議会事務 次 長	藤田 充君	次長補佐 兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第2回福生市議会定例会議事日程（2日目）

開議日時 6月6日（水）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕
- 日程第3 議案第38号 福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第39号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第40号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第41号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第42号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第43号 平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第44号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第45号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第46号 昭島市の公の施設の設置に関する協議について
- 日程第12 議案第47号 損害賠償額の決定について
- 日程第13 議案第48号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 日程第14 議案第49号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 日程第15 議案第50号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 日程第16 議案第51号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第17 陳情第19－1号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第2回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

まず、6番原田剛君。

（6番 原田剛君質問席着席）

○6番（原田剛君） おはようございます。それでは御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ドクターヘリ、スポーツ施設、喫煙、介護支援の4点についてお聞きしたいと思います。

ドクターヘリについて、まずは配備の取り組みについて、国の方でも公明党が「命のマニフェスト」で救急救命の一翼を担うドクターヘリの全国配備を与党案として推進しており、2012年をめどに全国47都道府県に50機配備を目指しています。

「空飛ぶ救命士」と呼ばれ、医師と看護師がヘリコプターに同乗して現場に掛けつけ、即座にその瞬間から救急処置が始まる救命救急システムです。そして患者さんはヘリコプターにストレッチャーごと乗せられ、救急処置をしながら病院まで搬送されます。ヘリコプターの中には酸素吸入装置からAED（自動体外式除細動機）、心電図測定モニター、パルスオキシメーター、これは指先に挟んで心拍数や血液の酸素の量をモニターするものですが、このような装備をして、いわゆるヘリコプターの中がICU施設というイメージです。

ドイツでは1960年代末期、高速道路アウトバーンで毎年2万人を超える人命が失われていました。1970年からヘリコプターによる救急がスタートし、除々に1981年までに31カ所で実現し、1990年には38カ所でヘリコプターが稼動す

ることになりました。ドイツでは導入後20年間で交通事故死亡者が2万1332人に対し7503人、つまり3分の1に減ったと報告されています。

このドクターヘリは拠点病院から半径50キロメートル、飛行距離にして15分間相当の地域を担当します。ドイツでは出動要請から2分以内に医師を乗せ離陸し、平均8分で医師の治療を受けられます。

また、救急搬送という面で考えますと、日本での救急車による搬送は、救急車の現場到着までの所要時間、これが全国平均では6.5分、そして医療機関収容までの所要時間の全国平均は31.1分と前年度に対し遅延傾向にあると報告されています。

ドクターヘリの場合、交通渋滞の影響を受けないで直線で飛行します。例えば公立福生病院から立川市の国立災害医療センターまで、ドクターヘリだと3分弱、福生病院から東京医科大学八王子医療センターも3分、青梅市総合病院までは約1分半で搬送できます。自分のところに専門の医療機関がなくても、多摩地域の病院と協力しあうことで専門病院への救急搬送も可能です。

静岡県でもことしの1月、くも膜下出血で倒れた婦人が伊東市の市立病院に収容されましたが、診断の結果、専門病院への搬送が必要と判断され、ドクターヘリが出動要請されました。そして救命救急センターのある病院へ搬送されましたが、一山越えての移動時間はたったの8分だったということでした。現在、御婦人の方も回復しているということです。これは一例ですが、このような例はたくさんあります。このように患者さんの搬送という面でも非常に有効です。

飛行するドクターヘリの利点は、救急車に比べ救命率が高い。事故や病気による重症化を防げる。重症化を防げるため患者の入院日数が大幅に短縮できるなど大きなメリットがあります。そして大きな災害時には要請があった場所に着陸し、そこで緊急医療にも活用されます。

今後ドクターヘリはとても重要になってまいります。国の整備計画に対する考え方と、公立福生病院としての考え方についてですが、ドクターヘリの取り組みについてどうお考えでしょうか。

次に、ヘリポートについて、ドクターヘリが全国配備されてくると、離着陸するためのヘリポートをどうするかという問題となります。緊急時に時間のロスがなく、患者さんを受け入れたり搬送するという面では、公立福生病院の屋上にヘリポートを設置することや、福生病院の敷地内、また駐車場の屋上にヘリポートを設置するのが望ましいと思われます。また福生病院近隣の小・中学校グラウンド、また公園などで条件が合えば離着陸できます。

ヘリコプターは通常パイロットが自分の目で障害物などを確認しながら飛行する有視界飛行を行っています。しかし、一番心配なのは天候が急変することです。運行中に天候が急変した場合でも、福生市には横田基地があります。視界が悪い状態でも横田基地にはレーダーによる誘導もできるし、計器だけで離着陸できる装置が装備されている空港です。そういった面では、ドクターヘリを運行する側にとっては、福生市周辺で運行する場合に安心して運行できる条件が伴っています。今後、ドクターヘリの配備に伴い離着陸するためのヘリポートが必要ですが、ヘリポートについてどうお

考えでしょうか。

次に、2点目のスポーツ施設についてですが、まずは利用申し込みの簡素化について、各小・中学校ではお父さん方や地域の方がボランティアで監督やコーチの指導に当たって、野球、サッカーを初めスポーツ活動が行われています。またいろいろなチームが学校施設や市の施設を使ってスポーツの振興が行われていて、とてもよいことだと思います。

以前、ほかの議員さんから質問が出ていましたが、そのときの質問も含め学校施設、市のスポーツ施設を利用する場合の手続き方法についてお聞きします。

学校施設の体育館やグラウンド、また市のグラウンドやテニスコートを使用する場合には登録団体となります。そして学校施設の体育館やグラウンドについては利用したい登録団体は、まず各学校長のところへ行き、申請書に許可印をもらいます。実際の事務手続きについては副校長が行いますので、副校長がいらっしゃる時間に申請書に許可印をもらうという状況です。つまり仕事をしている方や、仕事をされているお母さん方が副校長の御都合を聞いてその時間帯に許可印をもらいにいき、その後、再度福生市民体育館へいき、体育館の窓口で許可をもらっています。また市のグラウンドやテニスコートなどは月末に抽選会を行った後、翌月の別の日に利用料を払いに体育館へ行きます。

各ケースとも手続きのため2回足を運ぶことになり、仕事をされている忙しい中、仕事の都合をつけ、手続きを行っています。このような手続きについて、市民にとって簡素化できる方法はないでしょうか。以前、利便性を検討すると言っておられましたが、その結果はいかがでしょう。

次に、登録団体について、市の施設や学校施設を利用する上で、登録団体の申し込みをします。現在、登録団体はどれくらいあるのでしょうか。登録団体が余りにも多いと、登録団体によってはスポーツ施設が使えない状況があるのではないかと思います。登録団体数に対してスポーツ施設の使用比率、バランスはいかがでしょう。また各登録団体から施設、設備や運用に関してクレームや要望などヒヤリングや情報収集は行われているのでしょうか。

次に、3点目の喫煙について、まずは若年者の喫煙に対する指導について、最近では旅客機でも新幹線でも禁煙化が進み、喫煙者にとっては喫煙場所が制限されてきてたばこをやめる方もいらっしゃいます。喫煙場所の制限や、健康増進法による健康志向の面からたばこの売り上げ本数が減少している状況にもなっております。

未成年の喫煙は法律で禁じられておりますが、大人にも有害なたばこは未成年にはより深刻な影響を及ぼし、19歳以下で喫煙を開始すると、同等量の喫煙で肺がんの発生のリスクを1.8倍から6倍も増加させます。また未成年は短期間でニコチン依存症に陥りやすく、一たん吸い始めるとやめられなくなるという報告もあります。

また、喫煙環境において、喫煙家庭で育った子どもは喫煙に対する心理的な抵抗感が少ないので、大きくなってたばこを吸い始める率が高いと言われております。また喫煙者は一般的に子どもの喫煙を見て見ぬふりをする傾向にあるとも言われ、中には中高生の2から5%が親からたばこを進められたという驚くべき数字もあります。テ

レビのドラマや映画などでたばこに火をつけるシーンなども影響があると言われております。

「健康ふっさ21」の中でも「喫煙者のほとんどが若いときから吸っています。若い世代の喫煙を減らすことが必要です。」とあります。このような報告がされる中で、喫煙が低年齢化してきて、中学生でも吸っているようなことが情報として入ってきています。最初は興味本位で吸い始めたのがやめられなくなってしまい、喫煙の常用となってしまうのです。

中学生においては大事な成長期でもあり、喫煙に対して中学校での指導状況を教えていただけますでしょうか。また大人の喫煙は健康に関する情報を認識した上で、一人一人が大人としての判断に立って喫煙するかどうか御自身で決めていただくものです。

中学生の喫煙に対して指導される中で、中学校の教職員の方の喫煙の状況ですが、全教員のどれくらいか、またどのように喫煙しているのか教えていただけますか。また先生方に対しての御指導はいかがでしょうか。

次に、喫煙マナーアップキャンペーンについて、「たばこと世論」という資料によりますと、他人が吸うたばこの煙に迷惑を感じたことがあるかという問いに対し、あるは7割弱を占めていて、迷惑を感じる人はふえる傾向にあります。また、喫煙をされる人の中にも半数の方は他人のたばこに対しての煙は迷惑だと感じているそうです。この中でたばこの煙に迷惑を感じたことがあると答えた人に特に迷惑だと感じる場所を聞いたところ、最も多かったのはレストラン、喫茶店で半数近くに達し、次いで駅構内やバス停が3割程度となっています。

喫煙そのものを否定するわけではありませんが、喫煙マナーは厳しくなってきたものと思います。福生駅、牛浜駅周辺でのたばこのポイ捨て、ごみのポイ捨てについての清掃はシルバー人材センターの方が実施されたり、福生駅周辺でも業者の方が清掃しているのを見かけられ、福生市としても景観を美しく保とうと御努力されておられます。しかしながら、朝駅に行くとなたばこが捨てられているのを見かけます。また家の方から吸ってきて駅でポイ捨てするのとは逆に、夜仕事からの帰りに駅でたばこに火をつけて吸いながら帰り、決まって同じ家の人の前で捨てるため、毎朝たばこの吸殻を清掃しなければならない、迷惑だという方もいらっしゃいます。

「オール東京市町村喫煙マナーアップキャンペーン」も実施していますが、このたばこのポイ捨て等を含め喫煙マナーについて、このマナーアップキャンペーンの成果はいかがでしょうか。

そして、4点目の介護支援についてですが、まずは介護保険以外の高齢者福祉サービスの利用状況について、今まで元気だった方がだんだんと機能が衰えて、今までできていたことができなくなってしまうと、本人は嫌だなと感じて気持ちの負担となってきます。これを元気だったころにいかにか近づけるか、また家族も疲れしない、無理しない介護を行っていく、このように家族全体の生活を考えたとき、新しくなった介護保険のガイドの中に、介護保険以外の高齢者福祉サービスがありますが、このサービスがとても大切だと思っております。

この高齢者福祉サービスの種類もふえてきて、充実してきて、16項目載っていますが、これらのサービスについて、せっかくよいものでも知らなかったらもったいないと思いますが、市民に対して高齢者福祉サービスの周知方法についてはいかがでしょうか。また文面だけを読んでもなかなか聞き慣れないサービスもありますが、今後使用されていないサービス項目の廃止や、サービスの拡大についてはどうお考えでしょうか。

それから、これから高齢者サービスを利用している利用者さんからは、サービスを利用してよかったとか、こうしてもらった方がよいとかいう意見等は大切であると思いますが、情報収集についてはいかがでしょうか。

次に、地域包括支援センターについて、被保険者が要介護状態になったとき、要支援1、2、または要支援にならない被該当者の方を対象に、高齢者の生活を総合的に支えていくための地域包括支援センターが設置されています。

利用者に対して何でも介護サービスを施していくと、そのサービスに甘んじ、かえって本人の持っている機能、気力も衰えさせてしまいます。すると年々要介護度が進んでしまうことになります。せっかく利用者、個人が持っている機能を衰退させないように、また衰えてきた機能を回復できるようにケアをし、介護予防という点では地域包括センターの役割は非常に重要だと思っています。

その業務として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、虐待早期発見防止等総合的な支援業務が行われています。地域包括センターが設立して1年を過ぎ、業務の中で特に市民の方が直接悩みや困ったことを相談する総合相談について、その総合相談の件数、内容について、概要だけでも公表できるものはありますか。今後の地域包括センターの役割について、どのように方向付けていくのですか。

以上、1回目の質問、少々長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。原田議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

まず、ドクターヘリについての1点目の配備の取り組みについてですけれども、医師と看護師を乗せて、重篤な救急患者を応急措置しながら搬送するドクターヘリにつきましては、今国会でも全国にその配備を図るべく法案が審議されているところであります。国民の安全、安心な医療体制の確立という意味では、必要性が非常に高いものと思います。

それで、具体的には福生病院としての考え方ということでございます。ドクターヘリというのは、救命救急センター等第3次の救急医療機関が担うということになっております。基本的にはこの近辺でいいますと青梅総合病院か、立川市にあります国の独立行政法人であります。災害医療センター、ここが要するに第3次の救急医療機関ということになっております。福生病院というのは第2次の救急の医療機関でございます。第2次医療機関という言い方をしておりますが――ということになりますので、ここでのドクターヘリの取り組みというのは予定はされません。

次に、2点目のヘリポートとの関係の問題であります。今回改築をしておりますの

で、その中での検討はいたしましたけれども、病院の場合、周辺が密集市街地であること、あるいは高層の建物の問題そのほかもありまして、設置が困難という結論に達し、今回の病院建替えの際には設置は考えておりません。

この近辺の話は先ほどいたしましたけれども、福生市の場合で考えますと、救急時の対応としましては、多摩川中央公園内の元気広場がヘリポートとして東京消防庁から指定されておりますので、救急医療の必要に応じてドクターヘリもこちらを利用するような可能性はあるというふうに思います。

また、実際にはヘリコプターの場合、本当に緊急性があればどこにでも下りられますので、学校の校庭そのほかについても、当然のこととしてそんなことも考えられるだろうというふうには思っております。いずれにしても、そんな形になっておりますので、今後もいろいろと検討しなくてはならない部分はあろうかと思っておりますけれども、そんな状況でございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。

次に、喫煙についての2点目の喫煙マナーアップキャンペーンについてですが、市長会の政策提言のもとに、平成16年4月から、39市町村の共同事業として始まり、平成17年度からは23区も参加し、62市区町村の共同事業として実施してまいりました。福生市でも駅周辺でのぼり旗の設置、あるいはティッシュや携帯灰皿などの啓発品の頒布などを行ってきました。

その結果、市長会としては各自治体における啓発活動の定着化や路上喫煙、タバコのポイ捨て等、禁煙マナーに対する社会的な関心の高まりなど事業の成果もあらわれてきたという判断で、平成19年度から共同事業ではなくて各自治体の自主的な取り組みとすることにしました。

現在、福生市では駅前、道路、公園などでの喫煙は灰皿を設置してあるところか、灰皿のないところでは携帯灰皿を利用していただくかですが、歩きたばこやポイ捨てをなくしていくためには、まだ一部の喫煙者の方々のマナーの向上が大切でございます。また地域づくり、人づくりの視点から見ましても、一般的な意味でのマナー、あるいは道徳といったもの、あるいはモラルといったものの向上というものが今後も非常に大切なことだと、こんなふうに思っております。このようなことから、喫煙マナーアップキャンペーンについては、市の独自の取り組みとして、今後も継続して実施していきたいと思っております。

次に、介護支援についての1点目、介護保険以外の高齢者福祉サービスの利用状況ということでございます。福生市では介護保険制度によるサービス以外にもおおむね65歳以上の高齢者に対し在宅の各種サービスを行っております。

これらの市民に対する周知はそれぞれしておりますけれども、さまざまな事業がありますので、その事業に対する市民の認知度というものには大変差があるようにも思っております。周知方法は基本的には広報紙、あるいはホームページで継続的に行ってきておりますし、また市内に3カ所ございます在宅介護支援センターや福祉センターにおいて周知を行いまして、また相談に応じてサービスの提供に努めてきております。

次に、今後のサービス拡大についてですが、高齢者1人1人の身体状況は異なりますので、状況に応じてさまざまなサービスを適切かつ効率的にお使いいただければと思います。

また、実施している各種事業については、事務事業評価制度を活用し、目的を達成したことにより利用頻度が少なくなった事業は、廃止等も視野に入れまして、また利用頻度の高まっている事業については十分活用いただけるような体制づくりを進めているところでございます。

いずれにいたしましても、この介護保険のそれぞれの制度、あるいは事業といったものは大変複雑になりますし、個々の一人一人の高齢者の状態に応じた形で、最も適切な形で支援できるということが大事だというふうに思っておりまして、とにかくまず相談をしていただきたいと、こんなふうに思います。

できるだけそういう意味での相談ということをしていかななくてはいけないのかなというふうに思いますし、それからもう一つ基本的なことでございますけれども、昔は福祉というのは行政の側から手を差し延べるみたいな形での考え方でありました。

ところが地方分権一括法以降ということになってもしっかりしていますが、いずれにしても、受ける人が自分で選んで、自分で決定をして、自分で責任を持つという考え方に福祉の側面も非常に大きく変わっておりますので、できるだけ御本人、あるいは関係者の皆さんが自分から動くということをぜひお願いをしていきたいと、できるだけことは市としてもしていきますけれども、すべての一人一人の人にこちらから全部の情報をお出ししていくということは不可能だというふうに思っておりますので、その辺につきましては、そんな方向に変っているということも御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、第3期介護保険事業計画の中では、介護予防という考え方が非常に強く打ち出されておりますので、介護保険以外の事業も有効に活用しながら、元気高齢者になっていただくように支援をしていきたいと、こんなふうに思います。

次に、事業を行っていく中で利用者からの御意見や情報収集についてですが、利用者からの苦情や御意見につきましては、事業を遂行していく上で常に貴重なアドバイスでありますし、各種情報は高齢者等の実態調査や在宅介護支援センター連絡会を実施しておりますので、この中で把握してまいります。

高齢者を巡る社会情勢も刻々と変化しておりますので、国や東京都、近隣自治体の情報、あるいは地域に根ざした情報なども積極的に活用して仕事を進めていきたいと、思います。今後、高齢者が増加する中で事業のあり方も変化する部分も出てくると思いますけれども、引き続き十分な対応が図れるよう事業展開を図ってまいります。

次に、2点目の地域包括支援センターについてですが、平成18年度の介護保険法の改正によりまして、第3期の介護保険事業計画の中に位置付けられ、介護予防や新予防給付のケアマネジメントや包括的な支援事業を行い、地域における総合的なマネジメントを担う中核拠点として、福生市でも平成18年4月に設置をいたしました。

主に社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3名の専門職により高齢者サービスを行っておりまして、平成18年度の総合相談件数は、電話相談498件、来所7

0件、訪問170件、合計では738件でございました。

内容ですが、介護保険制度、あるいはデイサービス、ホームヘルプサービスなどの利用方法の相談、それから介護方法や介護の悩み、あるいは医療相談、家族関係相談など多岐にわたっているようでございます。相談内容を見ますと、今後もさらに相談件数は増加が予想されると考えておりまして、その役割はますます重要になってくるというふうに考えております。

地域包括支援センターの運営規模など今後の方向、あるいは考え方等につきまして、第4期福生市介護保険事業計画や地域包括支援センター運営協議会などで決定をしていく予定をしております。

以上で、原田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 原田議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

スポーツ施設についての1項目目、利用申し込みの簡素化についてでございますが、現在、利用申し込みの簡素化につきまして検討課題となっておりますのは、学校体育施設の利用申し込みの際に、利用者に対しまして学校と中央体育館での2カ所において確認や許可手続きをお願いをしていることにより、利用者に手間をおかけしているという状況でございます。

これは学校施設を学校教育以外の目的外使用として、学校教育に支障のない範囲で開放するために学校側の理解と協力が必要となるためでございます、この点については、ある程度の制約が伴うことにつきましては御理解をいただきたいと存じます。

しかし、この利用申し込みの簡素化につきましては、担当といたしましても学校側に負担にならない方法で、何とか利用者の利便性の向上につながる方法を研究をいたしているところでございますが、その研究の内容につきましては、簡素化の方法としては、一つには学校だけで直接受け付け、許可を出す方法と、二つには中央体育館だけで受付許可をする方法が考えられるところでございます。

学校で直接受け付けをし、許可を出す方法につきましては、本来の学校教育の事務以外で学校側に負担をかけることとなり、また学校側では土曜日や日曜、祝日などに申請許可を出せないといったような状況から、検討からは除外することといたしまして、中央体育館だけで受付許可を出す方法について目下検討を進めているところでございます。基本的な考え方としては、事前に学校側の使用予定を学校から提出をもらい、学校で使用しない空白部分を利用団体に貸し出す方法で検討いたしております。

しかし、この方法につきましても本来の学校利用を考慮しなければなりません状況がございますので、学校側の意見も聞きながら進めていきたいと考えております。御理解いただきたいと存じます。

次に、グラウンドやテニスコートの抽選会を行った後、利用者が再度別の日に使用料を払うために体育館へお出でいただくことに関してでございますが、本来、体育施設の使用申請につきましては、福生市体育施設条例施行規則第2条に基づきまして使用日の1カ月前から前日までというふうになっております。

したがいまして、例えば利用者が使用したい日の1カ月前が平日だった場合には、利用者が先着順でございますために、早朝から行列をつくって並べられたり、お勤めの方などは申請に来られず利用ができないなど市民利用者の皆さんからも問題があるとの声がございまして、それらをお聞きしながら、現在では市民利用者の利便性と公平性を考慮いたしまして、2カ月前の抽選会を実施をする仮予約制度を導入をいたしているところでございます。そして本申請については後日、1カ月前から15日前までの都合のよい日に体育館、または各テニスコートで申請をし、使用料を払っていただくことになっており、学校施設の利用手続きの二度手間とは若干内容が異っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、2項目目の登録団体についてでございますが、登録団体には学校施設の登録団体や抽選会への参加のための登録団体などがございます。学校施設の登録団体につきましては、平成18年度には149団体の登録がございました。またグラウンドの抽選会への登録団体は27団体の登録となっております。いずれも登録をいたしました団体におかれては、ある程度の希望した体育施設の利用がされているものと私どもは理解をいたしております。

また、各団体からのヒヤリングやクレーム等の情報収集につきましては、学校施設の場合にありましては登録団体の説明会等の際に、抽選会の登録団体につきましては毎月の抽選会等におきましてそれぞれ情報収集をさせていただいているところでございます。

次に、喫煙について、若年者の喫煙に対する指導についての御質問でございます。まず中学校での指導状況でございますが、生徒の禁煙教育につきましては、中学校保健体育科の保健分野の授業におきまして、「健康な生活と病気の予防」の単元の中でおおむね1ないし2単位程度「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」について指導いたしております。

喫煙にかかわります指導内容でございますが、「喫煙、飲酒、薬物乱用のきっかけ、たばこ、酒、薬物に手を出さないために」という項目立てに沿って授業が展開をされております。具体的には喫煙に対する本人の知識や考え方、対処能力、心理状態、社会的な影響、防止対策など喫煙行為が心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因となることを学習しております。またたばこの煙の中にはニコチンやタール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれており、ニコチンは依存性もあることを取り上げております。

さらに、理科の授業では、第二分野におけます「動物のからだのはたらき」の単元におきまして、人間の肺のつくりについての学習で、喫煙をすることにより血圧の上昇や心拍数の増加による心臓への負担、酸素運搬能力の低下、のどの痛み、せき、たん、息切れの増加などさまざまな急性の影響があらわれることを学習をいたしております。

これら教科の学習においては、喫煙の常習化により肺がんなどのような病気を起こしやすくなることを理解できるように指導もいたしております。特に未成年者の喫煙ではこれらの身体的影響が強くあらわれ、体に悪影響を及ぼすだけでなく、依存性の

ため長い年月にわたり連用することにより、体をむしばむことになることなども理解をさせながら、喫煙に対する指導を行っております。

そのほか保健体育科、理科の授業以外におきましても、例えば市内全中学校において実施をいたしておりますセーフティー教室におきましては、薬物乱用について、警察の方や専門家の方を招き、実際に勧められたときの対応、依存症との関係など健全育成上の問題としても扱い、生徒により理解を深めさせる内容となっております。

また、特別活動の時間に多摩川保健所の保健師を招聘し、講演等での喫煙防止指導や養護教諭が定期的に発行いたしております「保健だより」などで啓発、指導を行っております。

教育委員会といたしましても、喫煙のみにとどまらず飲酒や薬物乱用防止教育の推進に向け、今後とも学校を支援し、児童・生徒の健康の保持増進と健全育成に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次いで、中学校の教職員の喫煙状況でございますが、現在市内の3中学校の教職員は92名でございます。そのうち喫煙をしているものは10%前後いるようでございます。これら喫煙する教職員が一日中校内では喫煙しないで過ごせることが望ましいことではございますが、一方で喫煙は個人の嗜好に強くかかわるものでございますし、習慣性もありますことから、直ちに喫煙を中止することも困難なことではございます。したがって、学校における受動喫煙防止対策を積極的に推進するという視点に立ちまして、その対策に取り組むことが必要と考えるものでございます。

また、学校敷地内での禁煙についてでございますが、御案内のように平成14年に健康増進法が施行され、受動禁煙防止にかかわる努力義務が発生をいたしております。当時、このことにつきましては文部科学省及び厚生労働省から通知がされてまいっております。これによりますと学校等多数のものが利用する施設を管理をする者は、これらを利用する者について受動喫煙防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされております。

教育委員会といたしましては、これらを踏まえまして当時、各校長に対しまして、学校における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について通知をし、臨時校長会も招集して、教育委員会の考え方などを提示をいたしたところでございます。

その指導の内容でございますが、一つには、まず校舎内では禁煙といたしまして、喫煙をする場合は校舎外とすること。また校舎外における喫煙場所は施設管理者である校長が指定すること。喫煙場所の設定については教育上、児童・生徒及び地域住民に配慮し、目につかない、かつ安全上支障のない場所を指定すること。なお喫煙場所に固定の灰皿等は設置をしないこと。喫煙者本人が自身で灰皿等用意して自己責任において喫煙すること。さらに二つ目として、学校が主催をいたします行事等の場合につきましましては、保護者及び地域住民の方々に対しまして、学校だより等で事前に働きかけ、また当日は張り紙等により禁煙をお願いをすること。学校で喫煙場所や灰皿等は設置をしないことなどでございます。

このような考えを示しまして、学校管理の責任者であります校長の指導のもとに取り組みがなされるよう指示をし、現在も生徒指導上、指導の説得力や成果を上げるた

めにも各校において十分に配慮され、厳守をされていると考えております。

さらに、校舎内の校庭及び校地内の全面禁煙につきましては、休日の学校開放との関係もございますので、関係諸団体にも周知徹底方要請をし、この点についても励行されているものと認識をいたしております。

今後とも、健康増進法の趣旨にのっとり受動喫煙防止、生徒指導上の影響への配慮に向けて努めてまいりたいと存じます。

以上、原田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（原田剛君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

ドクターヘリについては、要望の方でやらせていただきます。

スポーツ施設の利用申し込みの簡素化についてですが、学校施設の体育館やグラウンドの申し込みについては、いろいろな機会、ママさんバレーチームや少年野球チームの方から要望が上がっており、やはり利用者の場合、お仕事を持っているお母さん方が仕事の合間をぬって申し込みにいっている状況なので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

その上で、利用申し込みの簡素化について、以前利便性を考慮する中でさらにIT化ということも出ていたようですが、その後進行状況はいかがでしょうか。

また次に、登録団体について、登録団体について、学校施設については149団体、グラウンド抽選会では27団体ということで、149団体については多い感じを受けるのですが、ある程度希望した体育施設が利用されているということで、円滑に運営されているものと思います。

この各団体のヒヤリングやクレームについて、学校施設の場合は登録団体の説明会等で、また抽選会の登録団体については、抽選会で情報収集を行っているということですが、具体的にどのようなものが上がっているか教えていただけますでしょうか。

次に、喫煙についてですが、たばこのマナーについては歩きたばこ、ポイ捨て禁止、喫煙は決められた場所でとか、妊婦、子どものいる近くではやめよう、食事のときは同席している人の同意を得てから等言われておりますが、歩行者が多いところでの歩きながらの喫煙は、ぶつかったときに服を焦がしたり、やけどをしたり、火が幼児の目に当たるといふ事件も発生しています。またたばこのポイ捨てなどが多いことから、歩行中のたばこ禁止や、ポイ捨て禁止条例など条例化する市もあります。

隣の八王子市でも条例化してニュースで話題となりましたが、このように条例化した市などの状況がわかりましたら、その状況を教えていただけますか。

次に、介護支援で高齢者福祉サービスについてですが、高齢者福祉サービスの方で事業に対する市民の方の認知度に差があるように思うということですが、本人、家族の負担がとにかく軽減できればよいと思っております。

高齢者福祉サービスで具体的に各サービスの利用状況はどうでしょうか。また事務事業評価制度により、目的を達成したことによる利用頻度が少なくなった事業と、利用頻度の高まっている事業があるとのことで、各サービスの状況が時とともに変化していると思われます。

利用頻度が高いものについては、今後需要がふえてくる可能性があるので、手厚くしなければなりませんし、利用頻度が少ないものについても利用対象者となる人が少ないのか、利用するに当たり何らかの制限があるのかということで利用が少なくなっているかということを考える必要があると思います。利用頻度の高まっている事業、またそして利用頻度が少なくなっている事業は具体的にどのような事業があるか教えていただけますか。

そして、利用者からの意見は大切で、16サービスの個々の事業がこのままでいいのか、また改善する必要があるのかということで、高齢者の方が利用しやすく、そして使って本当に助かったと言われるためには情報収集が必要であると思います。高齢者の実態調査や、在宅介護支援センター連絡会で高齢者の意見を把握しているということですが、把握した結果、具体的にどのように評価しているのでしょうか。

次に、包括支援センターについてですが、総合相談の件数が738件ということで、昨年末に331件という報告がありましたので、この4カ月間ですか、5カ月間といえますか、もう昨年以上に相談が寄せられていることになりましたが、かなり大変な状況ではないかなと思います。

そこで、例えばデイサービスの相談を受けたら、どこかを紹介して、日数を調整して、完結ということになりますけれども、相談を受けたらどのようにつないでいて、また相談して、完結したのはどのくらいあるかということでお聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問、よろしくお願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 原田議員さんのスポーツ施設について、再質問にお答え申し上げます。

スポーツ施設の手続き方法に関しまして、IT化についてでございますが、本年度10月以降に公共施設の予約システムの施行実施を予定しているところでございます。この予約システムの活用とあわせて運用ができないか、現在検討してございます。

2点目のスポーツ施設の登録団体からどのようなクレーム、要望が出ているか、ヒヤリングをしているかということでございますが、まず説明会や抽選会におきまして利用者の皆様からは体育器具や用具などの不具合、老朽化による取り替え、こういった要望がございます。またそのほかグラウンド整備のための砂の補充や、芝生の刈り込み、こういった要望もございました。

なお、体育施設で管理人を置いているところにつきましては、直接管理人に御意見や御要望が寄せられているわけですが、こういったことが多いわけでございます。

以上で再質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、喫煙について、他市の条例制定の内容につきまして答弁をさせていただきます。

まず、国分寺市でございますけれども、国分寺市、ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例が平成18年10月1日に制定されております。その目的は「ポイ捨ての禁止によりまちの美化を図るとともに、たばこを吸う人と吸わない人がお互いに協力し合い、迷惑喫煙を解消し、安全な歩行空間を確保することにより快適に過ご

せるまちづくりを目指す」としております。

特徴といたしましては、市内全域で路上での歩行喫煙、たばこのポイ捨ての禁止の努力義務として規定、また駅周辺につきましては分煙により灰皿を置いた喫煙スポットを設置し、その他の路上での喫煙を禁止をいたしております。

また、八王子市でございますけれども、路上喫煙の防止に関する条例が平成19年1月1日に制定されております。内容は国分寺市の条例とほぼ同様の趣旨でございますけれども、ポイ捨ての禁止はなく、路上喫煙に限定した内容となっていること、指導に従がわない違反者には最高2万円の過料を課することが大きな違いとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、介護支援につきまして何点が御質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、介護保険以外の高齢者福祉サービスの利用状況でございますが、16種類のサービスがございますが、特に年々利用者数が増加傾向にございますサービス、これが生きがい活動支援デイサービスがございます。前年度、17年度と利用状況をちょっと比べてみますと、延べ人数で950人、19%増と、そんなような状況が見られます。

また、おむつの助成がございますが、これも前年度と比較しますと、実人員ですが、28人、7%増、こんな状況になっております。

一方、利用実績、少ない、あるいはほとんどないというようなサービスがございますが、一つには家具転倒防止装置の設置、二つには家族介護慰労助成、それから三つに白内障特殊眼鏡等の費用助成といった三つのサービスが利用が少ないという状況でございます。

それから、これら以外に11種類サービスがございますが、年度によって増減がございますが、ほぼ横ばいの状況かといったような状況でございます。

続きまして、高齢者の実態調査、あるいは高齢者の意見等把握した結果どのように評価しているかということでございますが、評価というふうなことにはならないかもしれませんが、むしろ調査結果の分析、あるいは検証というような形になるかと思いますが、実態調査の結果や高齢者の意見等につきましては、分析、検証いたしまして地域福祉計画の高齢者施策分野、あるいは介護保険事業計画の策定、改定に反映をさせていくということが必要ではないかというふうに思っておりますし、その計画によって実際のサービス展開につなげていくというようなことを行うために高齢者の実態調査、あるいは意見等も把握をするということがやはりひとつに大切なことではないかと、そのように考えているところでございます。

それから次に、包括支援センターの総合相談、受けたら次へどうなっていくかというようなお話でございますが、確かに相談件数は御指摘がございましたが、331件というのは去年、18年4月から10月までの7カ月間ということでございまして、それにしても残り18年度の5カ月間で400件ほどになってございますので、いずれにしても、相談件数はふえてございます。

それで、総合相談をどのようにつなげていくかでございますけれども、基本的には介護保険のサービス、あるいは介護保険以外の高齢者の福祉サービスなど対象者が必要とするサービスにつなげていくことになるところであります。

例えばデイサービスを利用したいということになりますれば、初めには介護認定の申請をしていただく、これは市役所の介護保険係という話になるわけですが、申請をしていただいて介護認定を受けていただく、その結果によって、例えば要介護1以上であれば居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーでございますが、これによるケアプランの作成、さらにプランに基づくデイサービス事業者のサービス提供というところにつなげていくということになります。

また、要支援ということになりましたらば、包括支援センターの保健師等がいわゆる予防プランの作成を行います。介護予防プランでございます。そのプランに基づいて、やはりこれもデイサービス事業者によるサービス提供につなげていくというようなことになります。

また、自立と、いわゆる非該当ということになりますと、御本人の御希望等も考慮しながら、先ほど申しましたが、介護保険以外の生きがい活動支援デイサービス、そういったものにつなげていくということになろうかと思えます。

ただ、包括支援センターの総合相談と申しますのは、その次に総合相談支援という言葉もつきますので、相談ケースによりましては必要に応じて継続的にフォローしていく、そういったこともございます。こうしたことも包括支援センターの一つの役割でございます。

それから、相談が完結したのはどのくらいかというお話なのですが、個々の相談をどの時点で完結ととらえるか、ケースバイケースとなりますので、正直なことを言いますとなかなか件数的には把握しづらいところもございます。

ただ、ただいま申しましたけれども、必要に応じて継続的にフォロー、支援しているというのはまだ完結はしてないのかというふうに考えますと、そうしたものはおおむね2割程度でございますので、逆に見てみますと8割が何らかの必要なサービス提供につながったと、そんなふうに考えられるのではないかと考えているところでございます。

○議長（原島貞夫君） 11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

~~~~~

午前11時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（原田剛君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは要望させていただきます。

ドクターヘリについてですが、救命医療にヘリコプターを使用することは、我が国ではこれまで消防防災ヘリがその役割を担ってまいりました。しかしながら、消防防災ヘリは機体の性能上離陸までに時間を要する。医療機器が標準装備されていない。機体が大きく騒音や着陸地点の確保に問題がある等の理由で、消防防災ヘリは日常の

救急医療の中で使用されることはありませんでした。

千葉北総病院に配備されているヘリコプター、これはマクドネルダグラス社製のMD902という機体ですが、エンジンスタートから約2分間で離陸が可能であると、機体がコンパクトでテールローター、後ろの尾部回転翼ですが——ないために安全で騒音も低い。そして医療機器が標準装備され、救急専用のヘリであるというような特徴があり、これゆえに救急現場にいち早く救急専門員を送り込み、単に医療機関までの搬送時間を短くするだけでなく、医療開始時間を早くできるという点で優れた効果を発揮しております。

公立福生病院の周辺は高層の建物が多いということですが、この千葉北総病院クラスのヘリコプターを想定した場合には、離着陸には特に問題ないものと思われます。

ヘリポートについても東京消防庁から多摩川中央公園の元気広場が指定されているということですが、例えば福生病院から患者さんの搬送が必要になった場合に、福生病院に福生消防署から救急車が来て、多摩川中央公園の元気広場まで搬送していたら、ゆうに10分以上はかかると思います。となると、福生病院の屋上、または病院のそばにドクターヘリの離着陸できるヘリポートがあるとどれだけ時間短縮ができるかということですね。

何よりも大切な多くの市民の尊い命を守るという点で、今のところ福生病院の屋上ヘリポートは計画はないということですが、建設当時と現在のドクターヘリの配備の変化に対応できるよう、また福生病院屋上ヘリポートの設置を視野に入れて、福生病院の一部事務組合を構成する市の議員として要求しておきます。

また、東京都を取り巻く千葉県、神奈川県、埼玉県ではもうドクターヘリは運行されていますので、今後ドクターヘリの配備が進んでくるものと思われます。ドクターヘリについては定期的に質問させていただきますので、また研究の方をしていただければと思います。また福生病院組合の方でも同僚議員にお願いしようと思っております。

次に、スポーツ施設について、市のグラウンドやテニスコートなどの利用手続方法については理解しましたが、市民のことを考えると、やはり抽選したらそこで手続きを終了すれば1回で済みます。条例施行規則を変えることで市民の手続きが1回で済めば市民が喜ぶものだと思いますので、この辺も検討をお願いいたします。

次に、喫煙について、喫煙している中学校の教職員が全体の10%というのは低い数字だなとは思っております。身近な大人が喫煙しないということが望ましいのですが、まず親や教師、地域の人たちがたばこの害についての正しい知識を持ち、親や教師などが子どもに無煙環境をつくっていくことがとても重要だと思います。喫煙が低年齢化してきて、若い方の健康を害することのないように、家庭や地域でも見守りながら、学校の方でも御指導を引き続きお願いしたいと思います。

また、喫煙マナーについては、迷惑を受けていらっしゃる方は条例化を要望しておりますが、歩行中のたばこの禁止等、また今後もマナーアップの向上をお願いしたいと思います。

最後に、介護支援についてですが、介護予防という視点で今回、高齢者福祉サービ

スと地域包括センターについて質問させていただきました。今後高齢者福祉サービスについて、介護予防でマッサーシサービスなども入れてほしいという要望も上がっております。今後利用者の意見を聞きながら利用頻度の少ない事業や、事業の改善や廃止、また利用頻度の高い事業の充実を市民のニーズにあわせて、また事業の拡大をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、4番乙津豊彦君。

（4番 乙津豊彦君質問席着席）

○4番（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をこの席よりさせていただきます。

私にとりまして人生初の経験となります市議会における質問の機会を与えられたことをまずはお礼を申し上げます。何分にも初めてのことで、不備、不足等あるかと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

私の質問は大きく2項目でございます。1項目目は交通問題であり、2項目目は高齢者対策であります。いずれも地域の問題として皆様方から御指摘をいただいておりますのでございます。

それでは、1項目目の交通問題についてお伺いいたします。

都市基盤整備の一環として道路の整備、拡幅が行われていく中、特に歩行者に対する安全対策についての質問をさせていただきます。福生市総合計画第3期修正後期基本計画によれば、その第2部第3章都市基盤整備において、東京都福祉まちづくり条例の趣旨に沿った歩道のバリアフリー化を実施、また自転車・歩行者専用道路の整備を実施と述べられております。

この東京都福祉まちづくり条例の趣旨につきましては、その前文にあります高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るという目的が該当するのではないかと考えております。さらに本計画の第4章、生活基盤整備におきまして、交通安全思想の普及、啓発に努めると述べられております。また東京都におきまして第8次東京都交通安全計画が策定され、平成18年度から実施に移されております。

この計画は、区市町村が作成する交通安全計画の指針となるものと規定されておりますのでございます。その最重点課題に高齢者の交通安全の確保が上げられております。具体的に四つの対策が述べられていますが、私の質問に関連する項目として二つが含まれていると思われます。

第1に、道路交通環境の整備の面からは、歩道のバリアフリー化や、信号機や交通標識の改善が多く望まれています。このためバリアフリー化された歩道のある道路の整備などユニバーサルデザインに対応した道路交通環境の整備が急がれますとともに、高齢者に見やすい道路標識や信号機の改良なども必要です。

第2に、歩行者と自転車利用者双方の交通安全を図るために、まず何よりも自転車利用者の交通マナー等の遵守の徹底が求められますし、歩行者と自転車の分離を可能

にする歩道の高幅員化なども不可欠でございます。

これらの課題を念頭に、具体的な交通安全対策について2点ほどお伺いいたします。

1点目は、市民が生活に使用する道路、すなわち生活路に対するものでございます。高齢者や障害者が生活のために通行する道路に対して具体的にバリアとなっている項目は何かお聞きいたします。またそれらのバリアを取り除くために講じられるべき対策と、具体的に講じようとしている対策について御説明願います。

2点目は、児童・生徒が通学路として使用している道路に対するものでございます。交通渋滞緩和のため、都市計画道路の拡副工事が進んでおります。そこを通学路として指定せざるを得ない箇所がございまして、そのため保護者の心配はますますふえているところでございます。

また、東京都の第8次東京都交通安全計画に述べられていますような歩行者と自転車の分離を可能にする道路が簡単に実現できない現状におきまして、自転車と歩行者が同じ歩道を共有して通行せざるを得ない状況であります。そのような歩道において、登校時間と通勤時間が重なることから、子どもたちが自転車と接触する事故も危惧されているところでございます。

けさここに来る前に、熊川で安協の方々がパンフレットを配っておられました。聞いてみましたところ、最近自転車の事故がふえているとのことでございます。このような状況で子どもたちを交通事故から守るために講じられるべき対策と、具体的に講じようとしている対策について御説明願います。

2項目目は、高齢者対策についての質問でございます。

私は先日、近所にお住まいの一人暮らしのお年寄りが自宅の蔵の中で亡くなられているのを偶然発見するという体験をいたしました。何か様子がおかしいので屋敷の中を捜したところ、蔵の扉が開いておりました。中をのぞきますと、御本人が床に倒れておりました。

私は町会の役員をしたころに消防署の救命講習を受けたことがございますので、意識の確認をするために肩に手をかけて大声で呼び掛けました。ところが既に硬直しているような状態でございました。急いで近所の家に連絡いたしまして110番してもらったところでございます。

検死の結果、2日前に亡くなっておられたとのことでした。よく存じ上げた方だけに、あのつらそうな顔はいまだに忘れることができません。御本人、御遺族の御無念は計り知れないものがございます。私の住んでおります地域は古くから近所付き合いの濃いところですが、そのような地域においてさえこのようなことが起ったことにショックは隠せません。

少子高齢化、核家族化が進み、また親が子の世話になりたくない。住み慣れた場所で生活を続けたいとの気持ちから、今後1人暮らしのお年寄り世帯は増加することが予測されます。当市のある老人クラブのメンバー77名中33名が1人暮らしであるとお聞きしております。

千葉県松戸市に常盤平団地という団地がございまして。この団地は昭和35年から入居が始まった古い団地ですけれども、年々居住者の高齢化が進み、今では住民900

0人のうち3割が65歳だそうでございます。5年ほど前に死後3年が経過した男性が白骨化した遺体で見つかったことをきっかけに、自治体の孤独死対策事業がスタートしたそうでございます。

その自治会では「孤独死ゼロ作戦」と称して四つの課題を上げて活動を継続して、成果を上げておられます。孤独死を発生させる社会的状況を見極める。孤独死の実態把握。八つの対策。生き生き人生への啓蒙、啓発であります。八つの対策の中には1人暮らしへの対応、これは訪問、助け合い活動、見守り活動、安否確認、各種サービス制度の紹介、介護保険の活用等、次に「向こう3軒両隣」の呼び掛け、これは地域コミュニティの推進になります。福祉、よろず相談業務の充実、行政との協働と役割分担などが含まれております。

また、厚生労働省は平成19年度予算概算要求の中で、介護保険制度の着実な実施と認知症対策、孤立死防止対策等の推進として1億7000万円の予算を要求しております。ところでございます。要求の中で厚生労働省は次のように述べております。「都市部を中心に地域から孤立した高齢者や単身高齢者の死亡が増加している状況を踏まえ、高齢者などの孤立死を防止する観点から、国及び地方自治体が主体となって総合的な取り組みを推進する」また165国会総務委員会において、厚生労働省は次のような答弁を行っております。「国の画一的な施策による対応ではなくて、市町村や地域の社会資源やネットワークを生かして、地域の実情を踏まえた対応が必要という認識のもとに、行政、民生委員、介護サービス事業者、社会福祉協議会、近隣の住民といったような高齢者を取り巻く地域のネットワークによって支援が必要な世帯を早期に発見して把握し、支援していく。このためのプロジェクトを立ち上げたところでありまして、それが御指摘の「孤立死ゼロプロジェクト」でございます。これは先ほど説明いたしました常盤平団地自治会の取り組みが評価され、国としても動き出したものと認識しております。

世間で孤独死と呼ぶ事象を国が孤立死と呼んでいるように、その定義はまだ定まっておられません。また個人によってはプライバシーの侵害と思われることかもしれません。しかし、お亡くなりになって何日も放置されたままというのは、個人の自由と言える問題ではないと思っております。

そこで、次の2点について御質問させていただきます。1点目は、孤独死についてお伺いいたします。以上述べましたような状況を踏まえ、孤独死に対してどのような認識をお持ちかお尋ねいたします。

2点目は、孤独死に対する認識をもとに、孤独死の防止に対する市のお考え、また今後の課題として定義されると思いますけれども、その取り組みに対する方針についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 乙津議員さんの御質問にお答えをしまいたします。

歩行者に対する安全対策についての1点目の市民の生活路に対する具体的な安全対策ということでございまして、まずバリアということが出てまいりますが、バリアフ

リーという言い方をしておりますけれども、このバリアというのは障害者を取り巻く社会環境の中で、一つは物理的な障壁、例えば段差があるとか、狹隘道路だとか、狭い便所だとかといったような問題、二つには制度上の障壁、資格制度などさまざまな制度の中に障害者を受け入れないことがあるということ、三つには文化・情報面の障壁で、特に目や耳が不自由な方に対しての情報障害、あるいは情報保障がされていないといったようなこと、四つには心の障壁で、人々の無理解や偏見といった四つのバリア、障害があると考えられております。

福生市では平成14年にバリアフリー推進計画を策定をいたしまして、現在は福祉部長が本部長となります推進本部を持っておりまして、全体の取りまとめをしながら進行管理をしている状況の中で、今御質問は、一つ目の障壁に関係する道路整備という問題であります。基本的には福祉のまちづくり条例に沿った高齢者や障害者等すべての人たちが安全でかつ快適に歩行、移動できることを基本とした福祉的視点に立った整備を行ってきております。ただ、時間は非常にかかっております。

御質問の、道路内で高齢者や障害者のバリアになっているものは何かということでございますが、各路線とも共通しておりまして、歩車道との段差、歩道内の段差、標識等の設置、雨水処理施設などが通行に支障を来すといったようなことで、このような道路はまだたくさんございます。

このようなことから、このバリアを取り除くための対策として歩道の拡幅や、歩道内の平坦性の確保、歩道部の側溝改修等を行っており、具体的な整備をいたしましては、市道幹線Ⅱ-5号線、やなぎ通りでは幅員2.5メートルの歩道を車道側に1メートル拡幅をしまして、幅員3.5メートルの歩道に整備するとともに、インターロッキング仕様によるカラー舗装等の整備をしております。この際、私も試作品を敷き並べた上で車いすに試乗をしてみましたけれども、新しい形のカラー舗装はなかなか車いすにやさしいブロックを使っているというふうに思っております。

また、平成19年度からは市道幹線Ⅱ-18号線、田園通りについて歩道の整備を予定しておりますが、陸橋東交差点から福生七小前交差点までの延長約1330メートルについて、現在幅員2.5メートルの両側歩道を車道側にそれぞれ50センチメートル拡幅し、3メートルの歩道とするとともに、現在のマウントアップ形式（高さ15センチ）をセミフラット形式（高さ5センチ）に整備をいたしまして、段差解消を行う連続的な平坦性を確保する等、歩行者や車いす等が快適で安全な通行ができるような整備を考えております。

福生市の場合には、実は狭小な東京都の道、都道が多く、特に歩道の改修を毎年東京都西多摩建設事務所に要望して、市内都道の工事を実施していただいております。また、市内には狭小な4メートル未満の道路も多くありますので、狹隘道路として整備し、高齢者や障害者等が安全に通行できるように整備を行ってきております。

次に、2点目の通学路に対する具体的な安全対策について、特に児童・生徒の通学の際の歩道内での自転車事故の対策についてということでございます。近年、自転車の対歩行者事故の増加は全国的な傾向でございまして、警視庁によりますと昨年の自

転車による対歩行者事故は前年比7.4%増で、10年前の5倍近くに上っているとのことでございます。なお、福生市での状況としましては、若干減少傾向もございます。

このようなことから、歩行者に対しても安全対策が必要だと思いますけれども、自転車との事故から歩行者を守るための最良の対策としては、歩道内を自転車と歩行者に分離して通行させることができれば安全は図れます。しかし、市の場合には広い歩道でもやなぎ通りの3.5メートルが最高で、この幅員では自転車と歩行者の分離は困難でございます。歩道を拡幅すれば分離は可能ですけれども、現実には拡幅は難しいわけでございますので、当面の対策といたしまして歩道内の標識等をまとめるとか、民地内に設置していくこと、あるいは障害物をなくし、広いスペースを確保するとか、標識等で自転車利用者に歩行者の安全を促すなどの対応をすることとしております。

次に、高齢者対策についての1点目、孤独死について市としてどのような認識を持っているかということでございます。現状において年間どのくらいの方が孤独死されているのか把握はしておりませんが、幸いにして福生市においては、マスコミ報道に至るような長期間の孤独死については、ほとんど今までなかったのではないかと認識はしております。

しかしながら、今お話もございましたように、御指摘のように独居高齢者の増加やコミュニティの希薄化というようなことを背景に増加も予想されてまいりますし、さらに大きく社会問題化していくことは、これも否定できない部分があるかと、こんなふうには思っております。

次に、2点目の市の考え、今後の取り組みということでございます。今すぐに福生市として孤独死に限定した対策を行える状況にありませんけれども、国の動きとしても厚生労働省が孤独死対策をモデル事業として実施する動きがあり、何らかの孤独死対策を講じる自治体が出現するなど行政レベルで取り上げられつつあります。

市として、当面は民生委員さんや在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどによる日常的な見守りや、各種高齢者サービスを受けている独居高齢者、あるいは高齢者だけの世帯に対して見守りを強化していきたいと考えております。

孤独死は、現象的には配給サービスへの応答がないとか、デイサービスに来ないとか、配達された新聞や郵便物がポストから取り出されていないなどサインが一定の形であるわけでございますので、平成18年度の新たな協働事業としてのいろいろな取り組みも開始をされておりますので、例えば町会、自治会によるあいさつ運動などと、あるいはそういった問題を含めた地域団体との連携といったようなものも進められればと、そんなことも考えております。

また、防災対策として一定の形で1人暮らし対策を進めてきているわけですが、そういったことのつながりといったことについても考えていかないといけないのかなと、そんなふうにも思います。

いずれにしても、大変難しい問題でございまして、一番大きくかわるのはプライバシーの問題でございしますが、そういったところも含めましていろいろと検討を要する課題であると、こんなふうに思います。

また、市内のある団地におきましては、自発的に団地内において高齢者への声かけ運動なども起こっているという動きもありますので、そういった自主的、あるいは相互扶助的な運動の高まりといったものも期待していきたいと、こう思います。

以上で、乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○４番（乙津豊彦君） どうも御丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは２回目の質問を行わせていただきます。

まず、１項目の交通問題についてお聞きいたします。１点目は歩道のバリアフリー化についてでございます。昨年、福生病院に入院されている方のお見舞いに福生駅から歩いたことがございます。今お話にありましたようにやなぎ通りが整備され、歩道が拡幅されたことによりとても歩きやすい印象を受けました。

歩きやすいと感じた理由は定かではありませんが、あの歩道に敷かれたインターロッキングが大きめのすべり止めのついたようなもので、とても歩きやすく感じたところでございます。

また、周辺の事業者、住民の方々の御協力もあるのでしょうか。道路に物が置かれてないようにも思われます。街路樹がまだ細いためでしょうか。それとも街路樹に沿った植え込みがないためでしょうか。車道側がとてもすっきりしている感じがいたします。植え込みに関しては賛否いろいろ意見があるかと思いますが、メンテナンスの問題を含め安全面からはあえて植え込みがないのも好ましく感じるところでございます。また案内板等が頭上に表示されているのも歩きやすいと感じた要因かもしれません。

先日、もう一度歩いてみましたけれども、大方の印象は変わりませんでした。銀行の前に自転車が止められてはいましたが、それほど歩きにくいものでもありませんでした。また視覚障害者誘導用ブロック、点字ブロックにつきましても適切に配置されているように感じたところでございます。

そこで、やなぎ通りの歩道拡幅に際して、歩道のバリアフリー化という観点から実施された具体的な施策についてお伺いいたします。また私が歩きやすいと感じた原因が何かあるのでしょうか。

２点目は、内出交差点の安全対策についてお伺いいたします。私は第五小学校の学校評議員を委嘱されておりますので、PTAのお母さん方が内出交差点歩道橋設置特別委員会を立ち上げて活動しておられるのを聞いており、お母さん方の子どもたちを守る意気込みに敬意を表しておるところでございます。

この活動は２年ほど前から継続されておまして、市に要望書も出されております。この運動に対しまして市はどのような対応をされてきたのでしょうか。また安全確保という観点から、その対応に対して今後どのように進めていくおつもりかお伺いいたします。

３点目は、子どもたちの交通マナーの問題についてお伺いいたします。狭い道路を何人かで下校途中の児童が走っている車の前で立ちふさがったり、ボンネットを手でたたいたり、ふざけながら歩いているのを知人が経験しております。狭い道で子どもを気遣って徐行する車に対するいたずらかもしれませんが、まことに危険な行為であ

ります。子どもに対する交通ルールといいますか、基本的なマナーを教え込んでほしいと思います。保護者の意識向上を含め市のお考えをお聞きします。

続いて、2項目目の高齢者対策ですが、市が孤独死に限定した対策を打ち立てる状況ではないとのことですけれども、社会問題化するであろうとの御認識のようですので、その対策に期待したいと思います。

具体的な方策については今後の課題と思いますけれども、国の孤立死ゼロプロジェクトの経過を見守りながらも関係各所と情報交換などを推進して、市ができること、また我々が、市民がやらなければならないことを明確にして、最善のやり方を模索していただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中で、独居高齢者、あるいは高齢者だけの世帯に対して見守りを強化するとのことがありました。この対策は評価できると考えております。国が孤立死と呼んでいる背景には、社会から孤立している方、2人で住んでいても介護者が倒れた際に被介護者が動けない場合、餓死するケースなどを想定しているのではないかと推測しております。

したがって、単に1人暮らしの高齢者、これはどうも独居高齢者と呼ぶらしいのですが――という枠にとらわれず、倒れてもすぐに発見できない恐れのある環境におられる高齢者に対して、この問題を認識していただけるよう啓蒙を図っていく必要があるのではないかと考えます。

当市は公開情報条例、個人情報保護条例を西多摩で最初に制定した実績があります。この問題につきましても市独自のアイデアを持って、先進的な取り組みをお願いしたいと思っております。

1点追加質問させていただきます。見守り強化については、早々に業務の一環として組み入れられると考えてよろしいでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 乙津議員さんの再質問にお答えいたします。

やなぎ通りの歩道の関係でございますが、バリアフリー化という観点で実施した具体的な施策でございますが、福祉のまちづくり条例に沿った、高齢者や障害者等すべての人が安全に、安心して通行できることを基本に考え、整備をいたしました。

具体的には、市長答弁にもございましたが、既存の歩道幅員2.5メートルを3.5メートルに拡幅をいたしました。この歩道が広がったことで車の乗り入れ部分の段差解消が図られ、景観性が図られていると、また歩道のインターロッキングにつきましては車いす対応ということで振動の少ないものを使用し、歩道と車道のすり付け勾配は5%で実施をいたしました。

歩きやすいと感じる原因は何なのかとのことでございますが、一番は歩道を広げたことで歩道空間が広がり、通行にゆとりができたことではないかと思えます。また歩道が広がったことにより景観性が保たれることになったこと、低木の植樹帯をなくし高木にしたのも歩道内がすっきりした広さを感じることができるようになったことではないかと思えます。

最近植樹帯の中に近所の人たちによりまして自主的に草花が植えられておりまし

て、私どもに潤いを与えてくるのもそんな中の一つではないかなというふうに思っております。ただ残念なのは、諸般の事情によりまして電線類の地中化ができなかったことでございます。

2点目の内出交差点歩道橋の設置につきましては、平成18年1月に福生第五小学校及び第三中学校PTAの連名により教育委員会に要望書が提出されております。この要望箇所は都道のため東京都の事業になることから、去る5月16日の西多摩建設事務所との行政連絡会の席におきましても歩道橋の設置要望を強くしたところでございます。

しかし、回答としては、東京都の方針によりまして歩道橋の設置に当たりバリアフリーへの対応が必要となり、階段をスロープ化するか、エレベーターの設置が必要になり、その用地の確保等の問題や、既設の横断歩道がある場所については新規に横断歩道橋を設置することは非常に厳しい状況にあるとのことでした。

しかし、引き続き東京都に対して要望していくとともに、以前にも要望し、新入学児童が通学に慣れるまでの数カ月間実施していただきました交番に警察官のOBの方の配置、年間を通して配置していただきたい、このようなことで歩行者等の安全を守られるように再度福生警察署に要請をしていきたい。このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○教育委員会参事（川越孝洋君） 小学校におきます交通マナー、安全指導についての御質問にお答え申し上げます。

通学路の安全指導につきましては、交通事故防止及び交通マナーの指導の徹底といたしまして、交通安全指導と自転車安全運転教室を年1回ずつ実施しているところでございます。

講師といたしまして福生警察署の署員の方々、ライオンズクラブ指導員の方々を招聘し、実際に通学路を歩いたり、自転車の正しい乗り方についての学習をしておるところでございます。また各月ごとに教育課程の中に設定されております安全指導の中でも交通安全、交通マナーについての指導を徹底しております。

一方、不審者対策関係の学習としてセイフティー教室を年間1回実施しております。この学習には保護者を初め地域住民の方々の参加をお願いしているところでございますが、児童には不審者からみずからの命を守る具体的な方法を学習をしておるところでございます。

ただいま御指摘のありましたことなどを児童・生徒の学習状況についてまだまだ課題の残るところではございます。御指摘の点などを含めて一つ一つ確実に身に付けていくよう学校での指導を強化してまいりたいと考えております。引き続きより一層の御理解と御支援をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

児童・生徒への交通安全対策につきましては、学校以外では去る5月2日に行われましたふっさ輝きフェスティバルの中で、交通安全教室として自転車の正しい乗り方や安全確認法について体験をしていただき、交通事故に遭わないように、また起こさな

いように啓発を行っております。

市といたしましては、春と秋に実施しております交通安全講習会では、免許を持っている方だけが対象ではございませんので、御家族で参加していただいたり、また家庭での会話の中で安全対策について話し合っていただくことが子どもの交通安全意識の高揚にもつながると思っておりますので、広報等を通じまして講習会への参加を含めお知らせをしていきたいと思っております。

以上、よろしくお願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、高齢者対策につきまして御答弁申し上げます。

見守り強化につきましては、基本的には御指摘のとおりでございます。ただ、これは行政ですべて対応できるということではございませんし、むしろ地域の民生委員、あるいは在宅介護支援センター、または老人クラブ、あるいは社会福祉協議会の小地域福祉活動、さらにはボランティア、そういったさまざまな団体、あるいは市民の方の協力による見守り活動がやはり必要不可欠であるというふうに考えております。

市といたしましても、これまでに見守り活動に必要な情報提供、あるいは情報収集に努めておりますけれども、さらにその充実に努めていかなければならないと、そんなふうに考えております。

このようなことから、去る5月の定例の民生委員児童委員協議会におきまして、市内の1人暮らし世帯、あるいは高齢者のみの世帯の基本情報とともに、市が調査をいたしました災害時等に1人で避難できないと、いわゆる要援護高齢者情報、約900人分でございますが、そうした情報を提供いたしまして、地域での見守り活動の対応を改めてお願いをいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、高齢者等の見守りにつきましては、行政、あるいは地域、市民、すべての方々の連携と協力が日常的に行われなくなかなか難しいのかなと、そんなふうには思っております、そのために必要な対策をいろいろと考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○4番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは何点が要望させていただきたいと思っております。

1項目目の交通問題でございますが、歩道のバリアフリー化に関しては歩道を広くとることが最善策ではないかと思われま。今年度より計画されております田園通りの整備につきましても、歩道を50センチメートル拡幅して3メートルにする計画とお聞きいたしました。それでもやなぎ通りより50センチメートル狭いわけですが、この幅員への拡幅でやなぎ通りと同じような効果が得られるよう御検討いただきたいと要望いたします。

やなぎ通りと田園通りとは片や商業地、片や居住地と環境が異なりますので、そのような環境も考慮して歩道も整備していただきたいと思っております。

さらに、インターロッキング仕様ともお聞きしておりますけれども、バリアフリーの域を超えてユニバーサルデザインの観点からも万人にやさしいものにしていただきたいと思っております。

と申しますのは、市役所通りに設置されたインターロッキング、花模様のような形なのですが、景観上好ましいとは思うのですけれども、小さな隙間がありまして、自転車には乗り心地の悪さを露呈していますし、車いすで走行する際、乗り心地のみならず走りにくいのではないのでしょうか。また車の出入口もインターロッキングを敷設してありますけれども、出入りが激しいと思われますカラオケ店の前とか、それからレストランの前などは現状でぐらぐらして、ガタガタになっている状況でございまして、非常に危険に感じられるところでございます。

昨今は目地幅や段差を縮小した福祉対策型製品もあるようでございますし、またはめ込み敷きで段差を小さくしたバリアフリーペイブと呼ばれる製品もあるようでございます。でもやなぎ通りに敷設されたのはこのバリアフリーペイブと呼ばれるタイルではないかと思っております。一たん整備されますと次に改修されるまで相当の時間を要するわけですので、現時点で最善の方策を取っていただくよう要望いたします。

また、点字ブロックにつきましての質問は次の機会に譲りたいと思いますが、目の不自由な方が点字ブロックを頼りに歩く場合に、点字ブロックの隅を白杖でたどっているようでございます。インターロッキングはこのような状況にはまことに不都合だとお聞きしております。さらに淡い色のインターロッキングに点字ブロックを敷設した場合、点字ブロックは御存じのようにGISで黄色と定められておりますので、弱視の方などには非常に識別しにくいことに相なるわけでございます。田園通りの歩道に部分的にでも点字ブロックが敷設されるようであれば、その目的に即したものであることを期待いたします。

2点目の内出交差点の安全対策につきましては、確かに子どもたちの安全を守るという観点からは歩道橋という策が究極の選択かもしれませんが、設置時の用地買収費、設置後の利用見込み、維持管理費等を含めて具体的にデータをそろえて最善策かどうか御検討をいただきたいと思っております。部長さんからの御答弁にもありましたように、他の選択肢も考えられると思っておりますので、今後とも継続して御検討していただけるようお願いいたします。

3点目の子どもたちの安全指導ですが、調べてみましたら去る6月1日に第五小学校において交通安全教室が実施されたようでございます。指導室長さんの御答弁にありますように、学習指導が毎年行われているのが現実でも危ない行為が見受けられるわけですので、学校でのさらなる御指導をお願いすると同時に、保護者の意識向上にも力を注いでいただきたいと思っております。

2項目目の孤独死の対策につきましては、当面できることから始めていただけるようで、その実績に期待しておるところでございまして。市長からの御答弁にもありましたけれども、自発的な運動の高まりを期待するだけではなくて、そのような運動を広めていただけますよう要望いたします。

孤独死の第一発見者となった経験を踏まえ、今後とも関心を持って取り組みたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で私からの質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、清水義朋君。

（1 番 清水義朋君質問席着席）

○1 番（清水義朋君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問は 2 項目、4 点でございます。

まず、1 項目目、環境基本計画について質問させていただきます。

福生市の環境基本計画については、以前、先輩議員さんも質問され、重複してしまう部分もあるかと思いますが、確認の意味も含めましてよろしくお願いいたします。

福生市の環境基本計画は、「環境の世紀」と言われる 21 世紀に入り、国際的な環境への動向、環境に関する国内法の整備などから、福生市においても行政、事業者、市民が一体となって環境への影響の少ない、また将来にわたり良好な環境が確保される環境保全型社会の形成をしていかなければならないという思いから始まったものと考えております。

そして、このことから平成 14 年 3 月に福生市環境基本条例が制定され、その条例の中でこの環境基本計画の策定が位置づけられております。この策定の位置づけられた平成 14 年 3 月から環境基本計画が出される平成 16 年 3 月までの 2 年間の間に、まず基礎となる市民プランを計画するためにいわゆる環境市民会議が公募され、44 人の市民の方々によってその活動が始められました。

環境市民会議の活動は、1 年間に全体会を初め分科会も数多く開かれたようで、それ以外のシンポジウムやフォーラム、視察などの活動も含めると 90 回に近い活動が行われたと聞いております。この活動の中から市民プランが計画され、それを受けた庁内策定委員会、これは市役所内のすべての部課が含まれているようでありますが、この委員会で環境基本計画の原案をつくり、最後に市民、事業者、学識経験者からなる環境審議会に諮り、環境基本計画が出されたという経緯であるかと思えます。

この環境基本計画には、生態系や緑地などの自然環境、廃棄物やエネルギーといった生活環境、そして交通や景観、文化財などの快適環境と称されるものが含まれ、非常に多分野にわたって計画がなされております。

そこで、1 点目の質問であります。この多分野にわたる計画の進捗の間には大変なものかと思いますが、そろそろ見直しの時期が近づいているようでありますが、どのような進捗状況なのかお聞かせ願えればと思います。あわせて、この進捗状況が市民に向けてどのような形で出されているのかお伺いしたいと思います。

質問の 2 点目といたしまして、この環境基本計画の中では 5 年ごとの見直しを行うとなっております。基本計画が出された平成 16 年度に対して 5 年後というのは平成 21 年度になるわけですが、さきに触れさせていただいたように、基本計画が出されるまでに、平成 14 年に環境市民会議による市民プランの作成から始まり、庁内策定

委員会による基本計画の原案づくり、そして環境審議会にお諮りするというステップがあったわけですが、そこでこの見直しについても策定のときと同様に環境市民会議を再び招集して、同じようなステップで行われるのか、また関心が高まっている状況を見据え、もう少し広がりを持った形で新たに関心のある市民の方々も加えられるような計画があるのかお尋ねしたいと思います。

2 項目目の質問といたしまして、熊川分水についてお伺いいたします。

熊川分水は明治の初め、資料によれば1873年、明治6年、多摩川本流に比べ十数メートル高い位置にある当時熊川村の飲用水、または田畑への引き水用として村民の強い要望により計画されたとなっております。

この熊川分水は、その地形の性格から多摩川本流から水を引くことはできず、玉川上水から水を引くために、関係する各所との調整が必要で、その交渉は大変難しいものであったようであります。

完成は1890年、明治23年となっており、計画から実に17年間という時間を要し、全長約2キロにわたる水路が完成し、当時は水車や洗い場など生活に密着した水路であったと聞いております。今では当時の様子はなかなか伺うことはできませんが、近隣住民の方を初め遠くからも足を運ばれる方がおられるようで、小さいながらも憩いの場所として親しまれております。

そこで、1 点目の質問であります。熊川分水も完成からことして117年と比較的他の文化財などから見れば歴史の浅い方になるかと思いますが、当初の分水の目的であった用途は今ではなくなり、また分水が民有地であることから、地域の方を初め保存に向けた動きはあるものの、将来にわたって保存に対しては不安の隠せないところがあります。そこで、福生市として熊川分水はどのように位置づけられているのかまずお尋ねしたいと思います。

引き続き2 点目の質問ですが、私が子どものころですから、30年くらい前でしょうか。そのころ接していた熊川分水はもっと水量があり、またところどころの洗い場ではそこで水遊びをする子どもたちがいてにぎやかであったような思い出があります。また川さらいと申しますか、堀さらいのために水を止めても魚などが避難できるようもう一段深く掘られた場所などがしっかり残っていたように思います。

水量に関しては多摩川本流、また玉川上水の影響もあるようで、どうしてもならない部分があるかと思いますが、石積みなどが崩れかけてしまっているところや、時代の流れで以前あったものがその後人の手を入れられることが少なくなり、様子が変わってきてしまっているところが見られるようになっております。

そうした状況において、熊川分水の保存、保全に向けた対応はどのようになっているかということをお伺いしたいと思います。

以上で1 回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 清水議員さんの御質問にお答えをしていきます。

環境基本計画についての1 点目、これについては議員さんお話のとりの経過がいろいろあるわけですが、同じようなことを若干しゃべらせていただきますけ

れども、環境基本計画の進捗状況ということになっておりますが、この策定につきましては、平成14年度に44名の市民の皆さんにお集まりいただきまして、福生市の環境がこうなったらいいという視点で80回以上の会合を開いていただきまして、環境基本計画市民プランというものが作成されました。

市といたしましては、市民プランを受けまして、平成15年度に関係する各課に調査をかけまして、計画案を作成をいたしました。一方、公募による市民代表、学識経験者、事業者の方々にお集まりいただきまして福生市環境審議会を開催をし、私の方から環境基本計画についての諮問をいたしまして、その後、答申をいただいております。市といたしましては、この答申を受けまして、庁内に設置いたしました福生市環境基本計画策定委員会において策定をしたところでございます。

計画策定にはいろいろな手順を経ていくわけですが、環境基本計画の場合、市民の方々によります市民プランがすべての出発点でありまして、基礎になっていると、こう考えております。

平成16年3月に策定いたしました環境基本計画は、その後16年度から毎年進捗管理をしております。この進捗管理は、関係する各課へ調査をかけまして、前年度の結果をもとに今後の計画などを把握し、環境基本計画実行計画を策定をいたしまして行っております。この実行計画につきましては、環境審議会におきまして各委員さんから御意見をいただき、次年度へ反映できるよう関係する各課に報告をしております。

また、環境白書という形で「福生市の環境 福生市環境基本計画に基づく事業報告」という表題で白書を作成して、進捗状況を毎年市民の方々に公表しております。

環境白書は環境基本計画の進捗状況の公表と、環境関連の調査分析結果等を掲載しておりますが、広く市民の方々にもわかりやすいよう解説を加え、改善に努め、さらにはホームページへの掲載も行い、広く周知をしてまいりたいと存じます。

2点目の計画の見直しですが、環境基本計画は平成16年度から平成35年度までの20年間の計画で、中期目標を10年後の平成26年度、短期目標を5年後の平成21年度としております。また、環境を取り巻く動向の変化、新たな知見、法整備に対応するため5年ごとに計画の総点検、環境管理指標や施策の見直しを行うこととしております。そのため、20年度から計画の総点検、見直しを行うため、市民の方々にお集まりいただき、進捗状況の把握、評価、課題の整理、計画の見直しを行ってまいりたいと思います。

御指摘のとおり、環境基本計画は市民プランをベースにつくり上げたものでございますので、以前参加された方々、また新しく環境に関心を持たれた方々を含めまして広く市民の方々にお集まりいただき、よりよい計画づくりができれば、そんなふうにしてまいります。

次に、熊川分水についての1点目、熊川分水は福生市の中ではどのように位置づけられているかということでございます。熊川分水は、お話のように明治6年に旧熊川村村民の生活用水の確保を目的として、玉川上水より引き水が計画され、その後、紆余曲折を経て明治19年に開削工事に着手し、明治23年に総延長約2キロメートル、幅員1.2メートルという規模で築造されました。

以来、熊川地域住民の皆さんの生活用水に、あるいはかんがい用水にと人々の生活に密着した利用がされ、親しまれてきました。先人たちの御労苦と、一世紀に及ぶ歴史を刻み、幾多の星霜に耐え、今日に至った用水は、歴史的にも貴重な文化遺産であり、議会及び地域住民等多くの人々から市民の憩いの水辺として保存が望まれております。市といたしましても熊川分水は将来にわたって保存し、後世に残す必要があると、そんなふうに考えております。

次に、2点目の保存、保全に向けた対応についてですが、熊川分水のほとんどが民有地でありますことから、行政としてできることには限界がございまして、開発等に伴い暗渠化が進んでおり、一部では路肩や石積みの崩壊が見られる現状で、全体の保存、保全の方法等については具体的な進展を見るまでには至っておりませんでした。

そこで、平成7年8月に地元関係住民等で構成する「熊川分水対策会議」を発足いたしまして、熊川分水の保存等について検討してまいりましたが、保存していくための具体的な施策として、当面は市ができることから取り組もうということで、モデル地区を選定し、整備をしていくこととし、熊川神社前とどうどう橋付近の2カ所を選定いたしました。

そして、熊川神社から熊川分水部分の土地の無償使用承諾をいただき、沿道住民の御理解、御協力で平成17年度に熊川神社付近の市道第236号線を熊川分水と一体とした沿道景観に配慮した整備を実施いたしました。

また、この4月よりまちの景観を次の世代に引き継ぐ財産として、市民、事業者、行政などまちづくりに関するすべての人々が協働しながら、それぞれの責務を果たすための基本となる福生まちづくり景観条例がスタートいたしましたので、良好な景観形成の実行を担保するための仕組みや、登録制度等を活用し、地域の皆さんの発意を促す景観づくりを進めてまいりたいと考えております。

そこで、保存に向けた対応ですが、現在、熊川分水の保存等に向けて活動されている「熊川分水を親しむ会」の方々にまちづくり景観条例に基づく認定団体となっただき、地域の景観の保存を進め、さらに次の世代に引き継げるリーダーもふやしていければというふうな仕組みづくりができればと思います。

また、保全につきましては、宅地造成による暗渠化、一部では路肩や石積みの崩壊箇所もありますので、熊川分水を親しむ会のメンバーの方とも定期的に情報交換を行い、ソフト面や技術的援助も検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上で清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○1番（清水義朋君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

先日行われました環境フェスティバルにおいても、環境に対する市民の皆様の意識は年々高まってきていると感じることができますし、何より市民の皆さん一人一人がよく勉強されているなど、自分の不勉強さを改めて反省するところもでございます。

さて、環境基本計画の見直しに対する御答弁の中でありました「環境を取り巻く動向の変化、新たな知見を整備、対応するため5年ごとに計画の総点検、環境管理指標や施策の見直しを行うことと位置付けております」とありましたが、本当に環境の変

化というものが肌で感じられる部分が多くなり、昨今の気候の変化などは特に顕著にあらわれ、ほとんどの人が季節感、そのおかしな変化を感じられている部分があるかと思います。

また、穀物市場が最近バイオエタノール燃料の関係で大分大きな変化となってきましたが、これは決してオーバーな表現ではないと思いますが、連鎖的に食糧不足といえますか、食糧難というふうな影響が出てくるような危機感さえあります。そんな変化などを感じると、5年ごとという見直しのスパンはちょっと長いような気さえいたしております。

そこで幾つか再質問させていただきたいと思います。まず環境基本計画を見させていただくとよくわかるのですが、「環境問題の解決は市民、事業者、行政がそれぞれの立場で取り組み、連携しあうことが大切です」となっております。このことについてはとても重要なことだと私も考えております。本当に福生にいる皆さんが一人一人当事者意識を持って取り組んでいただくためにはとても必要な考え方だと私も思います。

そういったことから、実際の取り組みの方向についても市の具体的な取り組み等、市民、事業者による市民事業の取り組みというふうな形で計画の方向付けがされております。それぞれの連携ということで市民事業促進のために市としてさまざまなサポートを行うという体制になっているかと思います。

そこで、1点目ではありますが、環境基本計画の進捗の状況であります、実際の取り組みの中で具体的に取り組みが進んでいるものとそうでないものがあるのではというふうに思います。進んでいる部分に関しては、先ほど触れさせていただいたとおり市と市民事業がそれぞれの立場で取り組みがなされ、また連携がとられていることから効果を上げていることかと思えます。逆に遅れている、またはまだ取り組みがなされていないようなところがあるのであれば、それはどのようなものなのかお尋ねしたいと思います。

それから、2点目といたしましてこの進捗管理であります、「各担当する課へ調査を行い、前年度の結果、今後の計画を把握し」との御答弁をいただきました。さきにも触れさせていただいたとおり、実際の取り組みには市としての取り組み等、市民事業としての取り組みとに方向付けがされており、それぞれの活動になっているというふうに思います。

そうすると、市としての取り組みについての進捗管理は先ほどの御答弁のとおり各担当課への調査で把握できるかと思いますが、市民事業としての取り組みの進捗管理は担当課だけでは把握できない部分があるのではないかというふうに思います。関係する市民、事業者の方々も交え、結果や計画を把握し、進捗の管理をしていかなければならないと思いますが、その辺のところどのようなになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、2項目の熊川分水について1点再質問させていただきたいと思います。熊川分水については福生市の中でも歴史的に見ても貴重な文化遺産であるということから、将来にわたっての保存、または後世に残す必要があるとの御答弁で非常にありがたく、また心強い思いであります。また福生まちづくり景観条例がスタートしたこ

とでさまざまな形で地域の皆さんとともに活動ができる部分がふえたと思います。

御答弁の中で、熊川分水対策会議が発足し、そんな中で当面市ができる取り組みとして2カ所のモデル地区、熊川神社の横のところと、南公園に隣接するどうどう橋付近を選定していただき、それぞれ熊川分水と一体とした整備を行っていただきました。熊川分水のほとんどが民有地であることから、行政としての限界はあるかと思いますが、整備された2カ所のモデル地区以外に今後の整備の計画はあるのでしょうか。将来に向けてロードマップのようなものが考えられているのであればお聞かせ願えればと思います。

以上、何点か再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、環境基本計画についての再質問につきまして答弁をさせていただきます。

1点目の環境基本計画の進捗状況でございますが、議員さん御指摘のとおり計画どおり進んでない事業もあれば、そうでない事業もございます。基本計画で管理している施策、事業は102事業ございますが、この中には市民事業も含まれております。

そのうち遅れていたり取り組みがなされていない事業でございますが、具体的にはどの事業とは一概には申し上げられませんが、やはり大きな経費のかかる、例えばまとまった樹林地の公有地化のようなハード整備などがございます。それからまた市民事業で動き出していない事業といたしましては食品リサイクルの推進、あるいは生物カレンダーの作成など幾つかございますが、市といたしましては促進に向け推進の仕組みの検討や、あるいは市民の方々の参加意識の高揚などを図る中で取り組みが進められればと考えております。

質問の2点目の市民事業でございますが、福生市の環境基本計画の大きな特徴といたしまして、取り組みの方向といたしまして市民、事業者による市民事業を位置付けている点がございます。市民事業は基本的には市民、事業者の方々の自主的な活動でございますので、御指摘のとおり担当課だけでは把握できない部分は多いことと思っております。私どもといたしましては、いろいろな場面で市民の方々と一緒に活動する機会が多くございますので、そういう中でいろいろの情報を集めてまいりたいと考えております。

また、市民事業の結果や計画の把握などの進捗管理はとのことでございますが、主体は市民の方々、事業者の方々ということになると思いますので、基本計画の見直しの際、お集まりいただきました市民の方々と相談、協議をしてまいりたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、清水議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、「熊川分水と親しむ会」を中心として、私どもも、都市建設部の職員も同行いたしまして、市民活動センターの助成金事業で作成した看板を分水沿いの民地において立てているなどして、協働して行動をとっているところでございます。

また、熊川分水を守るための啓発活動も引き続いて展開をしているところでございますが、さらに進めていくためには、市長答弁にもありましたように「熊川分水と親

しむ会」と定期的に情報交換を行っていく中で、次の世代に引き継げるリーダーをふやして、今後のスケジュール、いわゆるロードマップ的なものが示せるようにしていかなければならない、このように考えているところでございます。

また、モデル地区整備、先ほど2カ所が整備されたというお話がありましたけれども、現在のところ熊川神社前のみが整備されたところでございまして、どうどう橋付近につきましては今後、当面の目標といたしましてどうどう橋の付近のモデル地区の整備をできるだけ早めに具体化をしていきたいと、こういう目標を立てておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（清水義朋君） 各担当からの御答弁ありがとうございます。

環境基本計画の進捗に関しては、御答弁いただいたとおりスパンが短い中でやっていますし、どこを最終的なゴールとするというようなこともありますので、引き続きお願いできればと思います。

さらに、最初の御答弁でもありましたが、環境を取り巻く状況の変化から、当初考えられていた事業よりも別にもっと効果の高いものができてきている状況もあるかと思えます。また同様に新たな技術開発などにより進むべき方向が変わってきてしまったものもあるかと思えます。そういったことから、5年ごとの見直しというのはどうかと思う部分もありますが、年次の管理で柔軟に考えていただければというふうに思います。

いずれにいたしましても、環境の問題はもはや待ったなしという状況にきていることから、繰り返しになりますが、市民一人一人が当事者意識を持った対応、行動をすることが大切だと思います。そのためには行政のサポートは本当に重要で、欠かせないものと考えております。

そこで、幾つか要望をさせていただきたいと思えます。一つは見直しについてであります。これだけ市民の方々の関心が高まっている状況から、以前市民プランに参加された方を初め、また新たに加わる方も非常に多くなるように思います。多くの方の参加が得られるというのは非常によいことだと思いますが、それぞれの意見の方向付けを調整や精査することや、また各主張がぶつかることなくうまく生かせるように、コーディネーターやファシリテーターの存在が必要になると思えます。コンサルタントの存在ということも考えられるでしょうが、余りに専門性が高いと市民の声が出にくい部分もあるかと思えますので、ぜひその必要性を見極めていただき、市民の方々の声が強く生きるように方法をとっていただきたいと思えます。

それから、環境基本計画の進捗の公表の仕方について要望したいと思えます。先ほど環境白書という形で公表しているとありましたが、この環境白書を見させていただくと、非常に興味深いデータなども多く掲載されており、ぜひとも子どもたちにも教えてあげたい、そんな部分がたくさんあります。

見せ方の工夫も多分に必要ではありますが、ホームページにキッズページのような形で福生の環境、また環境に対する取り組みなどが出されれば、もっと環境に意識を持った子どもたちがふえ、将来にわたり人材の面でも、継続的な活動についてもメリ

ットがあるものと考えております。

それと、熊川分水の方でございますが、今の熊川分水を歩いてみると、暗渠になっている部分も大分ふえてきておりますが、片倉跡地の出口付近では二枚貝の殻がよく見られます。これは淡水のシジミがまだ生息しているようで、その貝殻が見られるわけではありますが、魚などは特に最近少ないような状況で、余り見られないようではありますが、カワニナなど水生昆虫なども少ないながらもまだまだ見ることができます。熊川神社の付近では沿道の整備をしていただいたおかげか、散歩などで歩く人もふえたようで、地域外からも訪れる人がふえているように思います。また分水の紹介を看板等でされておりますが、目を向ける人が非常に多くなっているように思います。夏の暑い時期には水がやはり多少気温が低いようで、環境の面でも、また市民の方が憩える場所としても価値があるものかと思っております。

そこで、熊川分水に対する要望でありますが、このようなことを踏まえると、以前のような飲用水、生活用水、またはかんがい用水としての役割は終えたものの、教育としての役割、これは広い意味での教育であって、学校教育にも、生涯学習と申しますか、社会教育の分野でもまた非常に有用なものだと思います。環境学習という側面においても、生き物や水質といったものが身近に感じられることから、非常に効果のあるものではないかと思っております。

こうしたことから、各種団体や個人でも取り組みがなされておりますし、行政の方でもそれぞれの取り組みがなされているようでありますが、一つの課が担当するというのではなく、横断的に常に連携をとりながら行政の取り組みをお願いできればと思います。ぜひとも将来的にわたり長く保存していただけるような体制づくり、仕組みづくりをお願いしたいと思っております。

以上で私の方からの一般質問並びに要望を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、2番末次和夫君。

（2番 末次和夫君質問席着席）

○2番（末次和夫君） 何分にも初めてのことでございますので、要領を得ないかもしれませんが、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問は2項目でございます。

第1項目目でございます。都市基盤整備につきまして、第1点は都市計画道路3・4・2号線、志茂中央線、通称多摩橋通りでございます。昨日の市長の御答弁の中にもありましたが、現在、用地買収が行われ始めているということでございますが、重複するかもしれませんが、改めまして現在の進捗状況につきましてお聞きしたいと思います。

また、完成時期の見通しにつきましてもお答えいただければと思っております。

そして、多摩橋通りにつきましては、3点目としまして電線類の地中埋設がこの工事と同時に、一緒にできるのかどうか、現在、睦橋通りも都市計画道路としまして拡

幅工事を行っておりますが、電線類の地中埋設が同時に行われると聞いておりますので、その点のところもお聞きしたいと思います。

そして、2番目でございますけれども、都市計画道路3・3・30号線、武蔵野工業線、通称産業道路でございます。この産業道路も平成12年12月に福生三小で説明会を行いまして、基礎測量は終わっていると聞いておりますけれども、その後なしのつぶてと申しますか、関係者の方には何ら情報が入ってないというような状況でございます。

この産業道路につきましても、都市計画道路第3次整備計画、18年の6月公表でございますけれども、市内の都施行の優先道路の一つになっておりますので、今後の見通し、タイムスケジュールについてお聞きしたいと思います。

そして、3番目になりますが、牛浜駅のバリアフリー化についてでございます。これは原島議長の専売特許のような事案でございますけれども、また数名の先輩議員さんも質問されていると思います。私ももよりの駅が牛浜駅ということでございます。また地元の多くの方も牛浜駅を利用しているということでございますので、事のほか関心の深い事案でもございますので、今回質問させていただきたいと思います。

昨日の市長の答弁の中にコミュニティバス、市内循環バスにつきましての質問に対しまして、当面のところは見合わせるようなニュアンスのことをお答えになっていたかと思います。そういうことを考えますと、ますます牛浜駅のバリアフリー化は急務だなというように私は感じました。

立川駅から青梅駅の間で計画決定がされてないのはもう牛浜駅のみとなっております。平成12年の交通バリアフリー法の施行、そして国の補助金制度のもとに、各地域の主要駅の改善を国の方は促しております。また平成17年にはJR八王子支社が牛浜駅の基本調査を実施しております。そして牛浜駅も45年経ちまして老朽化しております。客観的な状況というものは整いつつあるのではないのかなと私なりに判断しております。

そこで、この牛浜駅のバリアフリー化の工事の決定のプロセスについてお伺いしたいと思います。そしてもし決定した場合に工事完成までのタイムスケジュールというようなものもお示しいただければと思っております。

以上が都市基盤整備につきましての第1回目の質問でございます。

続きまして、第2項目目でございます。町会、自治会についてでございます。

私も先々月、4月7日に原ヶ谷戸町会の総会がございまして、そこで町会長を退任しました。1期2年続けて、余りいばったようなことは申せませんけれども、たかだか2年の間ですけれども、いろいろ感じるところ、考えるところもございました。昨日の質問の中でもときたま「地域」というような言葉が使われておりましたが、好むと好まざるとにかかわらず地域を代表する組織は町会、自治会でございます。

そこで質問でございますが、町会、自治会に対する市行政の認識、位置づけをお伺いしたいと思います。

もう1点は、直近の福生市全体の町会、自治会の加入率もあわせてお教え願いたいと思います。

以上が第1回目の質問でございます。御答弁よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 末次議員さんの御質問にお答えをいたします。

少し重複するようなところもあるかもしれませんが、いろいろとあちこちいたりしながら話をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

都市基盤整備についての1点目でございます。都市計画道路3・4・2号線、いわゆる志茂中央線でございます。この道路は基本的に東京都が施行することになっているということが一つでございます。したがって、早期整備に向けて先月も、5月16日でございますけれども、開催した西多摩建設事務所との行政連絡会で要望いたしましたり、都議会議員のお力もお借りして、東京都当局へも直接要請をしたりいろいろしております。

この志茂中央線は、都市計画道路3・3・30号線、いわゆる通称産業通りと接続をさせて、要するにあそこを出ていったところで両方が合うところがあるわけですが、そこまでをトータルに、全体的に整備をするという計画に東京都の基本方針ではなっております。そういうことでネットワーク化をしていくということです。

この志茂中央線につきましては、新奥多摩街道からJR青梅線踏切を横断しまして原ヶ谷戸方向に向かって約550メートルの部分が未整備ということになりますので、東京都主催によりまして地元説明会等を重ねまして、関係地権者、沿線住民の方々の御合意をいただき、平成18年度から本格的に事業着手をしたところでございます。

この事業内容は、道路幅員一般部分は16メートル、鉄道立体交差部前後は23.0メートルから28メートル、それから鉄道交差部分では階段式の連絡通路の設置で32.5メートルという横断面で、一部測道には高齢者及び車いす等のバリアフリー化対策として連続した歩道が整備される計画となっております。

現在の進捗状況でございますけれども、去る5月16日の西多摩行政連絡会の回答では、現在約16%の用地買収率で、JR鉄道交差部の工事着手に向け、踏切前後の用地買収を重点的に進めるということでございます。

次に、完成時期の見通しでございますけれども、これは今後用地買収、家屋等の補償関係、JRとの鉄道部の設計協議及び施行協議を実施する予定で、現時点では未定ということでございます。ただ、私は地元の皆様方の御協力がいただけている部分も非常に多いものですから、意外に早く進めていただけるのではないかと、こんなふうに思っております。

また、電線類の地中埋設につきましては、既に平成16年度以降5カ年の無電柱化推進計画の地中化路線として、東京都においては提案されていますので、これは実施の方向で進められるのではないかと思いますので、その向きで要望してまいります。

次に、2点目の都市計画道路3・3・30号線、武蔵野工業線の方でございます。今後の見通しということでございますが、これはさっきもお話申し上げましたように、都道249号線、通称産業通りと言われておりますけれども、富士見通りのところで行き当たり、止まっているわけでありまして。この部分から延長約650メートル先が志茂中央線ということになりまして、そこに接続させるという道路ネットワーク化を

図っていくということでございます。

今後の見通しとしては、都としては平成20年度に事業許可を取得する予定で準備を進めておりまして、今年度は用地測量をするための事業説明会をしたいと、こういう予定をしているそうでございます。今後もさらに整備に必要な財源確保のためになお一層努力していただくように、東京都へは要望していきたいと思っております。

次に、3点目の牛浜駅の改良、改修についての今後の見通しということでございます。これまで議会、あるいは市長への手紙等でもいろいろいただいております、多くの方々から御要望をいただいております。

高齢者社会を迎えまして、あるいはバリアフリーの問題というような非常に重要な課題でございまして、いろいろな意味でできるだけ早くやらなくてはいけないと、こう思っておりますので、そんなことから、機会あるごとに——これはJRの実施施設でございまして、福生市の部分というのは東口の階段の部分だけが福生市のものでありまして、ほかは全部JRの施設でございます。したがって、基本的にJRがどうするかということを含めて、早くやっていただくような要請をしていくしかやりようがないのでありますが、そのところをできるだけ一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

先ほどお話もございましたように、JRにいろいろ話をしてきた過程の中で、17年度にはJR八王子支社の費用で牛浜駅のバリアフリー設備設置に伴う基本調査というのが実施をされました。この報告書では、いずれにしても、駅舎が45年以上も経っているということとか、骨組みが古いレールを使用しているという、そういう非常に古いものであって、全面的な改修といったような計画をしていかないといけないのではないかというような考察がされております。

そこで、今後の見通し、あるいは決定のプロセスということでございますけれども、JR八王子支社が作成した報告書に基づきまして、JRとできるだけ何回も何回も協議をいたしまして、駅舎の改修計画案や工事負担額等を精査をしていく必要が出てくると思います。

これは恐らくJRだけでは多分やらないと思いますので、市の方でもかなりの工事関係の経費等の負担はしていかないと難しいというふうに思っておりますが、いずれにしても、JRと協議をし、そしてまたその計画をつくらせていただいた上で、いろいろな形で議会とも御相談をさせていただき、実施計画というものをつくり出していきたいと思っております。

いずれにしても、全面的な改修ということになりますと、拝島駅みたいなことではないであらうけれども、かなり多額の負担というものが市の方にも要請されてくるというふうに思っております。したがって、このバリアフリー関連施設については国庫補助がございまして、平成16年度には福生駅構内にもうエレベーターを付けましたけれども、鉄道駅事業者に対する補助制度を活用するなどいろいろな形で考慮しながら進めていくという形になろうと思っております。

そんなことから、実施時期は、整備について細かい基準やJRの優先順位などの点から、どちらにしても、拝島駅の自由通路が出来上がらないということにはなる

うと思いますけれども、いずれにいたしましても、ＪＲ八王子支社といろいろと話をしていきたいというふうに思います。工事はＪＲの場合には非常に難しい部分がありまして、かなり時間は長くかかるのではないかなというようにことが予測をされますので、その辺も踏まえながらこれからの計画を進めていくということになろうと思います。

次に、町会・自治会についての行政の認識、または位置付けですが、町会・自治会というのは、地域住民の親睦や交流を深めることによりまして、生活していく中で支え合い、助け合いながら住みよい地域づくりを進めていく、あるいはその地域内に生じるさまざまな問題に対処することを通じて地域の自治的活動に当たる住民組織であります。したがって、市にとっては行政を推進する上で大変重要なパートナーであると、こういう認識をしております。

特に、町会・自治会の会長さんを初め役員の皆様には日々大変お忙しい中、よりよい地域社会の形成を目指しまして御活躍をいただいておりますことに敬意を表するところであります。

さて、町会・自治会の活動は、地域における生活に密着した問題、例えば環境衛生、地域福祉、防災、地域の安全確保など組織の自発性、主体性、自治性を保ちながら行われておりまして、社会を支える力として、あるいは行政の力だけでは十分な対応ができない分野で大変重要な役割を果たしていただいておりますが、その活動は地域社会の住民の皆さんの参加によって初めて可能になるわけであります。

こうした住民参加がまちづくり及び市政への参画をもたらすというふうな形での理解をしておりまして、市は地域で汗を流し、地域に必要な役務を提供されている町会・自治会の自治的、自発的活動に対しまして、その主体性が損なわれない範囲で、できるだけの支援してまいりたいと思います。

次に、町会加入率ですが、昭和六十二、三年ごろから新しく市民になられた方で町会・自治会に加入されない方がふえてまいりまして、現在では加入されない方が５０％を超えている状況でございます。町会・自治会の役員、会員の皆さんの活動に甘えてしまいまして、みずからが地域の一員であるという意識を持たない住民がふえてきているという危機感を持っております。新たに転入された方々で町会・自治会の会員になる方が少ないということは、地域社会の形成、そして人間のつながり、あるいは活性化ということを考えますと、非常に心配でございます。

そこで、市といたしましても町会・自治会に対し、活動や活性化のための補助金を交付し、転入されてこられた方への町会・自治会案内パンフレットの配布、市広報紙やホームページでの周知などさまざまな手段を講じております。

一方、町会・自治会で構成しております町会長協議会では、あいさつ運動の実施、会報「ちいき」を発行し、全戸配布など、みずからの手で行動で、活性化のために御努力されており、行政としても地域の役割分担を考える中で、地域社会の形成、町会・自治会の活性化に手を取り合って進まなければならないと、こんなふうに思っているところでございます。

以上で、末次議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番(末次和夫君) 御答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問をしたいと思います。

まず第1に、第1項目であります都市基盤整備についてでございます。先ほど市長の答弁の中で産業道路と多摩橋通りは、道路ネットワーク化を図るために路線を一体化で整備する計画だとのことでございます。常識的に考えますと、これは同時期の完成ということを考えているのかなと思うわけですが、そのように理解してよろしいのかどうかということが第1点でございます。

また、牛浜駅につきましては、市長は初めてこういう具体的に工事の遂行の意思を、時間的なものを含めて御答弁したのではないかと思います。先ほどの答弁では「拝島駅自由通路事業の後」というようなことで発言されました。非常に重要な答弁だと思います。牛浜駅を利用する多くの人たち、また足が不自由な人たちにとりましては、本当に長い間待ち望んだうれしい答弁ではなかったかなと思っております。ありがとうございました。

それでは、その牛浜駅につきまして2点ほど確認並びに質問をさせていただきます。先ほど牛浜駅の改良、改修工事につきまして、駅舎の改修というような言われ方をしましたが、この駅舎の改修ということはエレベーター、エスカレーターを初め、また講内、講外を含むすべてのバリアフリー化を包括したものかどうかということを御質問させていただきます。

また、第2点目としましては、拝島駅の自由通路は平成21年2月完成の予定と聞いております。そこで最短の工事完成プロセスをお聞かせいただければと思っております。

続きまして、2項目目の町会、自治会についてでございます。先ほど市長の御答弁で町会加盟率が50%を切っているということでございます。大きなやはり加入率低下の流れというのは、微減ではありますが、変っていないのだなというような感じで今お聞きいたしました。

時代的な流れといいますか、大きくいいますと戦後の民主主義教育というようなことで、個人主義が善としてこういうふうに教育されてきたというふうなことで、どうしても日本では権利ばかりが主張されて義務がおざなりになっているというようなことで、利己主義とは申しませんけれども、自分中心主義といいますか、自己主義といいますか、家族主義というような考え方の方が多くなっていると思います。

私も余りえらそうなことは申せませんが、そういうような価値観のもとではなかなか町会、自治会に加入する人は多くなってくるのかなというようなことも考えております。

また、自分の経験の中で、町会に加入しない人の理由などもちょっといろいろ考えてみましたので、少しばかり述べさせていただきたいと思います。加入しない理由としましては、例えばここに加入していない家に町会に入ってくださいと申し込みにあった場合、よく言われるのは何のメリットもないと、そして加入しなくても不都合を感じないと、これは広報で大体の情報が得られますので、それで事足りるというようなことでございます。また関心がない。わずらわしい。子育て、共働きで忙しい。ま

たお金がかかると、これは町会費のことを言っているのではないかと思いますけれども、そんな理由が主だった理由でございます。

また一方、今まで加入している人が退会する場合も最近は多くなっています。その主だった理由の中には、今言いました加入しない理由というものもございますけれども、またこの町会でも一番最初の単位の組とか班という名前で最初の単位の組織があると思いますが、原ヶ谷戸町会の場合ですと組ということで、組長ということで輪番制になっておりまして、平均すると8戸から9戸で構成されておりますので、八、九年に一度組長が回ってくるのですが、この組長の仕事も非常に忙しくなっていると、例えば回覧ですけれども、枚数もそうですし、その頻度も非常に多くなっております。

昨年の原ヶ谷戸町会の回覧の配付の回数を調べましたら、年34回でございました。そのほかに町会長協議会でいったときにお土産としてごっそりまた回覧、ポスターをいただいてまいります。そういうのを含めると相当の量になるのではないのかなと思います。また突発的な訃報の連絡等もございます。そういうことで、配付の回数が非常に多いということが一つでございます。

また、募金の問題というのがございます。通常町会費は年に1回、場所によっては年に2回、半分ずつに分けて徴収しますが、そのほかに募金、赤十字募金ですね。あと赤い羽共同募金、それと歳末助け合い運動、そのほかに社会福祉協議会会費と、これも私は募金だと思っておりますけれども、募金だけでも年に4回あると、そのほかに町会の集金が1回あると、最低でも年5回お金を組長さんは集めに行かなくては行けないと、ところが何となくお金をもらいにいくというのは後ろめたいと、悪いことをやっているのではないけれども、嫌な感じがするのですよね。そういうことで非常に嫌がる人が多いわけです。

またもう一つは、現在の核家族といえますか、高齢化社会といえますか、お年寄りの方が1人で町会に加入している方もおりますし、高齢の御夫婦で加入している方もおりますが、これだけ組長の仕事が忙しいと、なかなか体力的にも限界が出てきます。こういうことでは私たちは務まらないということでおやめになる方もございます。そのようないろいろな理由がございまして、町会の加入率、原ヶ谷戸におきましても低下傾向に残念ながらあるわけです。

そこで質問ですが、加入率の推移と、町会加入率アップのための施策を行政の側の担当の方からお聞きしたいと思っております。

また、2点目の質問でございまして、町会、自治会の担当の課は協働推進課でございます。私も2年間やらせていただきまして、皆さん本当に一生懸命やられているなと感じております。ほとんどの連絡事項は協働推進課の方から連絡を受けるわけですが、例えば回覧、ポスターなども中学校からじかに町会長の方に届けられます。また消防の回覧などもときたま町会長に届けられると、また体協からも広報が、これは年1回だけですが、町会長に届けられると、そのほかに募金類もじかに町会長の家に届けられるというようなこともございます。また市の行事に関しましても昨年なども、縦割りとは申しませんが、ほかの課からの行事の連絡と協働推進課

からきたのでバッティングすることも、1回だけですけれども、あったようです。そういうことですのでをとば申しませんが、今まで以上に回覧、ポスター、そして行政の町会関連行事の連絡等を協働推進課に一本化できないかというのが2点目の質問でございます。

以上が第2回目の質問でございます。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時56分休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 末次議員さんの再質問にお答えいたします。

志茂中央線と武蔵野工業線、この完成時期はほぼ同時かという御質問でございますが、この2路線も都施行でございまして、志茂中央線と武蔵野工業線の2路線は、東京都におきましては、先ほど市長答弁にもございましたが、道路のネットワーク化を基本とする整備方針でございます。なお重要な路線としても位置付けられております。

そこで、完成時期でございますが、西多摩建設事務所に確認いたしましたところ、10年前後を要すると、このように聞いておるところでございます。今後どのような状況変化が発生するか、現段階では予測できないわけでございますが、現在おかれている2路線の現状を考えますと、この2路線において数年の時間差はつくことが考えられます。しかし、志茂中央線と武蔵野工業線の完成時期が同時という強い要望もございしますので、予算獲得を含めさらに東京都へ要望していきたいと、このように考えておるところでございます。

2点目につきましては、牛浜駅のバリアフリー化の内容でございますが、牛浜駅のバリアフリー設備設置に伴う基本調査の中の計画案の考え方によりますと、らち内、駅のホームですが、ホーム階からコンコース階開札にエレベーターを新設する。また将来のエスカレーター設置も可能な配置を検討する。駅前広場からコンコース階、自由通路へエレベーターを新設する。その他多機能トイレ、通路など東京都福祉のまちづくり条例の公共交通機関の整備基準や、バリアフリー法の移動円滑化基準による計画案となっておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

3点目でございますが、牛浜駅の最短の工事完成プロセスでございますが、市長答弁にもありましたように、今後JR八王子支社の基本調査計画案の考え方に基づきJRと協議していくこととなりますが、現時点におきまして、JRと協議する準備期間として19年度、20年度、実質は1年少しというぐらいになるかと思いますが、こういう考え方をいたしますと、21年度に基本設計、22年度に実施設計、23年度に工事となりますのが工事の最短プロセスでございます。

しかし、バリアフリー関連国庫補助金、平成16年度に福生駅構内を実施した鉄道事業者に対する補助制度を活用することになりますと、福生市、東京都、国の予算が連動するということになりますので、これらのことも考慮するともう少し時間がかかる可能性も発生してくるところでございます。

いずれにいたしましても、今後ＪＲ八王子支社等との協議を重ね、その内容等を議会に御相談させていただき、方向性を出していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、町会、自治会につきましての再質問にお答えをいたします。

初めに、町会、自治会の加入率の推移でございますが、平成１５年からの加入率の推移は、これはいずれも１０月１日現在でございますが、平成１５年５０．０１％、平成１６年４８．７％、平成１７年４７．５６％、平成１８年１０月現在４６．６９％となっております。したがって、平成１５年と比較し３．３２％減少しております。

それから、加入促進、加入率アップの施策でございますが、市長答弁にもありましたが、市が交付しております地域活性化交付金を町会、あるいは自治会が行う親睦事業等々に交付をしているわけでございますけれども、加入の促進等にも有効であると思っております。

なお、引き続き町会、自治会の紹介を積極的に広報紙等で行い、また町会長協議会にも相談申し上げ、町会、自治会への加入促進の支援をしてまいりたいと思っております。

次に、回覧、ポスター等の一本化についてでございますけれども、市からは依頼のお願いをいたしております各種広報等の回覧やポスターにつきましての窓口は協働推進課で行っておりますが、御指摘をいただきました他の機関の配付物等につきましては、窓口の一本化が図られておりませんことから、今後できるだけ窓口の統一を図る方向で調整をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○２番（末次和夫君） 御答弁ありがとうございます。それでは３回目でございますので、質問ではなく要望としてお聞きいただきたいと思います。

まず、都市基盤整備でございます。多摩橋通りの電線類の地中埋設につきましては、先ほど市長の答弁の中でも都の無電柱化推進計画等もございまして、また第３次整備計画などもございますので、その辺のところを踏まえていただきまして、引き続き都の方に強く要望していただきたいなと思っております。

また、多摩橋通りの完成時期と産業道路の延長のタイムスケジュールについてでございますけれども、先ほど清水部長の話で、おおよそ多摩橋通りに関しては１０年ぐらいかかるだろうと、それで産業道路に関しては現状の状況からいって数年延びるかもしれないというようなお答えではなかったかと思えます。

多摩橋通りに関しましては、もう用地買収が始まっておりますので、関係者の人は用地買収が成立すれば次のステップに進めるわけでございます。例えば家を建替えるとか、別の場所に土地を求めるとか、いろいろな行動が可能になってくるわけでございます。ところが産業道路の地権者の人、また関係者の人は、先ほど申しましたように、今までその後の状況が全然入ってこなかったということで、〔中途半端な状態にされているといった〕感じで、次のステップ、次の計画が全然立てられない状況であったわけでございます。

今回こういう形で、まだ本当に大ざっぱな、大まかな見通しでございますけれども、お答えいただきましたので、これを基本にすれば当事者の関係者の人たちもある程度の目安がつくのではないのかなと、それで次へのいろいろな人生設計、生活設計もできるのではないのかなと思っております。

できるだけ適時といいますか、年に一度程度関係者の人、特に産業道路の関係者の人たちにつきましては西多摩建設事務所の方に要請していただいて、説明会を開催していただきますよう要望していただければと思っております。

また、先ほどうれしい御答弁がございました牛浜駅のバリアフリー化でございますけれども、再質問で最短の工事完成のタイムシスジュールを清水部長さんがお示しいただきました。多くの人が——いやいや、一応それはいろいろな状況変化というのは当然あるということは重々承知しておりますけれども、ぜひ多くの人が熱望している都市基盤整備でございますので、最短の平成23年の完成を目指して、今から一刻も早く準備に着手していただきたいと、このように思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

そして、町会、自治会につきましてはの要望でございます。一つは町会長、自治会長の円滑な交代の環境づくりができないかなということでございます。実際には4月になりますと、今年度は改正の年度でございましたが、大体どこの町会、自治会も留任される方、新しく町会長が変って新しくなる方というような形で4月には決定しております。

また今回は、今年度は1町会だけが5月の末に決まったと思っておりますけれども、それだけ見ていますと、知らない人は順調に町会長が交代しているのかなと思えるかもしれませんが、内情は大変でして、町会長、自治会長のなり手というのはほとんどいないのですよ。

どうしていないかといいますと、余りにも大変な仕事だと、端で見ていまして、特に近くで見ている人は腰が引けてくるのですよね。もうこれでは僕には、私にはできないということで皆さん敬遠してしましまして、実際には3月いっぱい順調に決まる町会も当然ございますが、やっとのことで決まる町会、自治会の方が多いと思えます。

私なども町会長になったときは、人と会うと「よかったね」と言ってくれる人は1人もいまして、「大変だね」とか「御苦労さんだね」と、何だか貧乏くじを引いたみたいな感じでございまして、それほど町会長の仕事というのは端から見ていて、ちょっと距離のある人でも大変だということがわかる仕事でございます。

そこで、提案でございますけれども、これから円滑な交代の環境づくりの一つとして、ぜひ町会長の仕事の軽減ということを考えていただきたい。具体的に言いますと、先ほど言いました回覧もそうですし、また市に提出します提出書類の簡略化についてもそうでございます。

それで、もう一つは参加事業の絞り込みもお願いできないかなと、これは本当に担当の理事者の人がいるので、言うのもちょっと差し控えたいような状況ですけれども、私が感じました行事の中では、言わせていただきますと、地域安全マップづくり、こ

れも実際おとし、町会指導でやってくれというような連絡がありまして、その前にきのうも話に出ましたけれども、広島と栃木ですか、小学生の凶悪な事件が、不幸な事件がありまして、私もそれを聞いたときにはタイムリーな企画だなと思って参加したのですが、役員の何人か一応出席していただいて、実際には小学生も出席者が少なく、役員のお母さんが無理やり引っ張り出してきたというような感じで、実際にやることはどうしても夏休みの宿題を大人が手伝うような感じでありまして、私はこれでは意味がないのではないかなというように正直思いました。

それで、去年もありましたが、そういうことで私は意味がないということで、原ヶ谷戸町会には出席しませんでした。ほかの町会の皆さんは、一応やはりメンツ等もありますから出席したと思いますけれども、これはもうやるのであれば教育委員会が中心になって、昨日大野（聰）議員からも質問がありましたけれども、授業の一環としてやられたらいいのではないのかなと、その方がより効果があるのではないかと、それを町会がサポートするということはもちろんやぶさかではありませんけれども、やるのであればできるだけ有効な方法でやられた方がいいのではないかと考えております。

また、「輝け福生いきいき活動」でございます。これは去年初めて町会も参加しました。私どもが担当したのは原ヶ谷戸どんぐり公園、こことあと上の方の公園、原ヶ谷戸児童公園だったかちょっと忘れましたが、そちらの方には中学生がいました。原ヶ谷戸児童公園の場合は広い敷地ですから、端の方にゴミが、幸か不幸かいっぱいありまして、小学生も一生懸命やっておりました。中学生が担当したところはもうほとんどゴミのないところで、そのまま会館の方にきたというような状況なのですけれども、あれを年に1回やってどれほどの効果があるのかなというようなふうにも思いました。翌日には原ヶ谷戸どんぐり公園で中学生の一部の人はスナック菓子を食べながら袋をみんな捨てていったというようなことでございますので、そういうことならば逆に、今、教育再生会議で話題になっている徳育というような中で、公衆道德の一つとしてポイ捨てなどいけないということで教育した方がまだより効果があるのではないのかなと、もしやるのであれば月に1回ぐらいやれば効果があると思いますけれども、そんなふうにも感じております。

また、女性防災コンクールにつきましては、これはやれば、やること自体は意義があることだと思うのですけれども、いかんせん物理的にも金銭的にも大変な事業でございますので、昨年度は原ヶ谷戸町会が当番町会でしたが、瑞穂は1チームしか参加しませんでした。いろいろな事情があったのかと思いますけれども、これはもう少し簡素化した形での、いろいろな意味でお金のかからない、というような大会にできないものなのかなというような、そんなふうにも思っております。

この3点につきましてもぜひ関係当局、またもう一度御検討いただければと思っております。

そしてもう1点は、〔行政協力員〕の報酬の件でございます。今、行政協力員1人という形で報酬をいただいておりますが、仕事量の割合に対して、その対価としての報酬は余りにも少ないのではないかなと、実際やられた方は報酬が目当てでやっているような方は1人もいないと思いますし、私が〔行政協力員〕をやっていたときもそう

議長の発言訂正の留保により後日〔 〕のとおり訂正

いう話はほとんど出ませんでした。

議長の発言訂  
正の留保によ  
り後日〔 〕  
のとおり訂正

しかし、これからますます〔行政協力員〕のなり手がなくなってくるというよう  
な時代になってきますと、リタイヤしたような人に頑張ってもらわなくてはいけなく  
なると、福生の場合にもリタイヤした人の中には大勢の方がシルバー人材センターの  
方で通常はお働きになっている方も多いかと思えます。

すごく卑近な例で申しわけありませんけれども、例えばシルバー人材センターで働  
くぐらいの金額、もし報酬としていただければ、シルバー人材センターではなくてそ  
れを地域のために頑張ろうと、これは別に卑しい考えではないと思えます。そういう  
ことで納得して、ある面で、皆さん生活もごさいますし、そういう形で少しでも報酬  
を上げていただければ、より一層〔行政協力員〕の交代も円滑にいくのではないのか  
なと思えます。それで行政協力員という形ですと、近隣自治体との比較対象もござい  
ますでしょうから、本年度、地域安全係というのができました。町会、自治会という  
のはある面では地域崩壊の防波堤でございまして、地域を活性化する最大にして唯一  
の組織でございます。

こういう、その中のトップの町会長、自治会長が頑張っているからこそある面では  
安全安心のまちづくりもできるのではないかというような考え方に立っていただきま  
して、地域安全協力員というような名目の任を、もしそういう形で、名目で報酬をお  
与えできないものか。

それは多額の金額というのは当然いらないわけでごさいますけれども、常識的な金  
額で御検討願えないか、市の財政が厳しいということは当然承知しておりますが、ぜ  
ひひとつ今後のまちの、福生市の安心、安全まちづくりの礎になるのだというような  
考え方で前向きに検討していただきたいなと思っております。

そして、最後になりますけれども、協働社会というような言葉が随分以前から使わ  
れております。これは市民の人たち、そして行政の人たちが一体となってよりよい福  
生のためにお互いに汗をかき合って、そういうような社会ではないかなと思っており  
ますが、以前私の町会の中で市の職員の方がおりまして、その方は町会に入っており  
ませんでした。それで私も協働社会、協働社会と言いながら発信源の方の行政の職員

議長の発言訂  
正の留保によ  
り後日〔 〕  
のとおり訂正

の方たちが入っていないのは、〔気配りに欠けるの〕ではないかとそのとき思いまして、  
その人がたまたまそうだったのかもしれないけれども、一度福生市の職員の方々の  
町会、自治会の加入率、これをぜひ調査願いたい。

これは福生在住だけではなくて、居住している福生在住外のところでも結構でござ  
います。基本的には特別な理由がない限りは、いろいろ意見もあるでしょうけれども、  
一番協働社会のもとをなす職員の人たちがそういう意識を持っていただかないといけ  
ないのではないかなと、そういう意味でも、最低限でもその住んでいるところの地  
域で町会、自治会に加入していただいて、活動は一生懸命やれとは申しませんけれど  
も、最低限町会員、自治会員になっていただいて、協働社会の一員として頑張ってい  
ただけないかなというような気持ちで、ぜひひとつ一度町会、自治会の加入率の調査  
を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

~~~~~

午後2時27分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2時45分まで休憩といたします。

午後2時27分 休憩

~~~~~

午後2時45分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、末次議員より発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

○2番（末次和夫君） 貴重なお時間をいただきまして、発言の訂正をお願いいたします。

P113、P114 ただいま私の一般質問中、報酬に関しまして町会、自治会長ではなく行政協力員と  
〔 〕内発言  
の訂正発言 しての報酬に統一させていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

P111、P114 また、そのほかにも不適切な表現が一部ございましたので、議長においてお取り計  
〔 〕内発言  
の訂正発言 らいをいただきますようお願い申し上げます。

まことに申しわけございませんでした。

○議長（原島貞夫君） ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、発言を訂正することに決定いたしました。

なお、ただいまの訂正発言に関する不適切な部分の末次議員の発言については、後速記録を調査の上、議長において措置いたしますので、御了承願います。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、3番杉山行男君。

（3番 杉山行男君質問席着席）

○3番（杉山行男君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づき福生市のホームページについて一般質問をさせていただきます。私はこのホームページ1点でございますので、そう長い時間はかかるとは思っておりませんので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

現在、広報伝達手段としてインターネット上に作成されておりますホームページの存在はとても大きく、紙の媒体よりも不沈化しないということではとても重要です。開かれた市政、情報の公開という意味でもますます力を入れていかねばならないところだと思っています。

それを踏まえた上で、福生市のホームページについて3項目ほどお伺いをいたします。多少批判的な内容になるかもしれませんが、ホームページ無用論を言うつもりではありません。もっと使いやすく、見やすく、そういったホームページを提供してほしいと願ってのことです。ありますので、よろしくお願いを申し上げます。

1 項目目でございます。ホームページのセキュリティについてお伺いをいたします。インターネットを通じて公開しているホームページは365日、24時間、世界じゅうから見るができます。このことは市民、また一時的に外国に暮らす市民にとっても福生市の現状を知ることができ、とても有効なことだと思っております。

また、一方で世界じゅうの興味本位のハッカーやクラッカー、悪意を持つ高度なコンピュータ技術を身につけた人たちの攻撃から四六時中危険にさらされていることも事実であります。ホームページの改ざんやサーバーをダウンさせる試み、こういったことは比較的身近な犯罪として新聞や雑誌などに報道されているところでございます。

福生市の持つ情報がコンピュータから漏れたり、持ち出されたりしないような対策をとっていることと思えますけれども、このような状況の中で福生市のセキュリティに対するお考えをお伺いいたします。また、ホームページにおける対策はどうなっているのでしょうか。こちらもおわせてお伺いをいたします。これが1点目。

2 点目でございます。2 点目につきましては、ホームページの内容について4 点ほどお伺いをいたします。1 点目、現在ホームページのWebサーバーのOSは何でしょうか。Windowsとかユニックスとかイナックスとか、ほかのOSとかいろいろありますけれども、何でしょうか。そのWebサーバーは現在どちらに設置しておりますでしょうか。庁内でしょうか。また別な場所でしょうか。

それから、3 点目でございます。ホームページの製作者についてでございますが、職員がつくっておられるのか、業者がつくっておられるのかお伺いします。業者ならばその業者名を教えてください、そのように思っております。現在製作にかかわる月額管理費用ですが、管理委託207万4000円となっておりますが、これは間違いないですか。こちらもお伺いをいたします。

それから、4 点目でございますが、ホームページのコンテンツについてでございます。平成18年に全面リニューアルいたしまして、以前に比べると見栄えは大変よくなったように見えます。しかしながら、大変申しわけないのですけれども、はっきり言いまして見づらくて使いにくい。そういう意見をいただいております。

細かいことを言わせていただきます。ホームページの文字はどうしてゴシックですか。小さい字がつぶれて見にくいです。それからホームページの解像度ですが、800×600dpiになっておりますが、これは理由がありますか。1024×768dpi、これではなぜいけないのですか。これらの細かいことはどなたが決めておられますか。

見づらいホームページの例を幾つか上げさせていただきます。さきに行われました市議選の選挙速報のページのことと申し上げますと、あそこのページの開票時に得票数が発表されておったわけですが、あそこの得票数のところに定員が何人なのか書いてなかったのも、すぐには当落がわからない。そういう上の方に定員何人という一言入ったページを一つつくっておけば、それだけで事が足りる。ちょっと配慮が足りない。そういう一つの例です。

もう一つでいきますと、申請書のダウンロードがあります。トップページの「申請

書のダウンロード」というところがありますけれども、それから目的とする申請書に着くまで3回クリックをします。申請書のダウンロードで1回、それから申請書のダウンロードのページが出てきますけれども、そこには「手続き」から「市民契約保養施設」までクリックする欄がありますけれども、一番上をクリックしたとしますと、次に出てきますが、「総合窓口課に関する申請書類」というページがまた出てきます。そこをまた一つクリックする。そこで初めて申請書のページにいく。3回クリックします。たかだか3回ですが、とても負担に思います。本来はトップページから1回のクリックで申請書に、ダウンロードの申請ができるようにするべきだと思っております。こういったリンクのあり方に一工夫、二工夫、三工夫、四工夫、もっと工夫があってもよいのではないかと考えております。

それから、文字についてですが、これからはホームページも高齢者の方がたくさん見るように、まだふえてまいります。明朝体で大きな文字でアップロードするようにしたらよろしいかと思いますが、いかがですか。これが2項目目です。

3項目目についてお伺いをいたします。ホームページのバナー広告についてでございます。ホームページのバナー広告を、現在福生市のホームページではトップページに入れておりますけれども、バナー広告と言いますのは、一般的には長方形の画像で、その画像をクリックすることによって企業ですとか、そのホームページに瞬時にいくことができる、そういったものをバナーと言っていますが、企業広告があるのをバナー広告というふうに言っております。新聞や雑誌の広告などと同じようなものだというふうに理解していただければと思います。要は単なる広告でございます。

その福生市のバナー広告の収入は1枠2万円、10の企業で12カ月、240万円というふうに理解をしておりますけれども、これでよろしいですか。実施計画書によりますと、バナー広告を取る実施計画書ですね。入れますと、基本目標が「財政基盤の強化を図り、長期的な視点に立った健全な財政運営に努める」ということになっておりますし、事業概要は「市のホームページに広告欄を設け、広く広告収入を得ることにより財源の確保を図っていく」というふうに書いてございます。考え方はとても結構なことだと思っております。

しかしながら、私は行政のホームページ、特にトップページにこだわりますけれども、トップページの持つ重要さ、価値の重さ、これらの認識が浅いというふうに指摘したいと思えます。なぜなら、今は高度情報化社会と言われております。情報が石炭や石油のようなエネルギー、それとダイヤモンド、これらと同じだけの価値を持つと、こういうふうに言われている時代であります。

したがいまして、この情報化のときにありまして、福生市のホームページの特に行政のトップページにこだわりますけれども、この価値はお金では換算ができないほど大きな価値を持っていると考えていますが、いかがでしょうか。我が福生市のホームページのトップページにありましては幾らくらいの価値があるとお考えでしょうか。

また、バナー広告を入れることになった経緯についてお伺いしますけれども、これは「財政基盤の強化を図り、長期的な視点に立った健全な財政運営に努め、広告収入により財源の確保を図っていく」というふうに書いてございます。こちらにも異論はあ

りませんが、心配をしますのは、経済的な部分だけで広告を掲載するような安易な考えではないと思っておりますけれども、このトップページにどのような経緯で、どのようなお考えで広告を出すことを考えたのでしょうか。お伺いをいたします。

私は行政のホームページ、特にトップページにこだわりますけれども、トップページにある広告のスペースは、市民に情報を開示するためのスペースに使ってほしいと思っております。現在トップページ右下に広告があるわけですが、この広告のスペースは市民がワンクリックして情報に直接たどり着けるようにするべきだと考えております。

この広告のスペースは市民がクリックして情報にアクセスできる権利を奪ってしまっていることになりませんか。市民がその分不利益を得ていることになりませんか。広告がいけないと言っているわけではありまして、行政のトップページに限り広告を入れるのはいかがなものかと思っております。たとえば適切でないかもしれませんが、例えば新庁舎ができました。新庁舎の1階のフロアに企業のインフォメーションブースが10社入っている。想像してください。不自然ではありませんか。

他市がやっているからというふうな安易な考えではないとも思っておりますが、他市がやっても我が福生市は、行政のトップページにありましては品格とプライドを持った、世界じゅうから見れますので、世界に誇れるページであってほしいと思っているものですから、別なページに移動することを提案しますが、いかがでしょうか。例えば別途に産業のページとかイベントのページをつくって、そこに企業広告を掲載する方法もあります。トップページにバナー広告をやっていないことが少数の市でもいいではありませんか。福生市はトップページにはバナー広告は取らない、こういう明確な理念をきちっと前面に出してほしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

また、この広告のスペースは現在月額2万円ですけれども、先ほどのトップページの持つ価値からいったら、2万円は低いと思いませんか。福生市のトップページにおける広告の価値は、現在あるあのワンスペースが100万円とも200万円とも1000万円とも、金額に直すとこういう高い価値があるというふうに認識をしてほしいと思います。

それから、ホームページの年間の管理費が発生していると思っておりますけれども、広告収入がなくてもしっかりと管理運営ができるような心構えは持っていただいていると思っておりますけれども、そういう考えを前面に出してほしいと思っております。これは本当に言い過ぎだと思っておりますけれども、私が言ったものではありませんで、市民が言いました。「お金がないのならやめてしまえばいいのではないの」、私ではないですよ。そういう市民もおりました。言い過ぎです。言い過ぎだと思っておりますけれども、そう言った方もいます。

したがって、ホームページの管理の制作費につきましては、市役所自身の手でしっかりと、自分のお金でしっかりと管理運営をしてほしい。市長がよくおっしゃっています。自助、互助です。自助は市民だけではなく行政もしっかりと言えるところだと思うから、しっかりと運営をしてほしいと願っておりますので、よろしく願いを

いたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 杉山議員さんの御質問にお答えをまいります。

福生市のホームページということで1点目、ホームページのセキュリティ対策ということでございます。おかげさまで福生市のホームページ、多くの方々に御利用いただいておりますが、その中には残念ながら悪意を持った人も存在するといったこともありますので、システム的なセキュリティ対策を講じております。

ホームページに対する改ざんや、内部への侵入等の不正なアクセスを防止するために、このホームページのWebサーバーは庁内には設置しておりませんで、ホスティングという方法で、サーバの管理やメンテナンスなどに関するノウハウや実績がある業者からサーバーをレンタルしております。

また、庁内のサーバーとは一般の利用者がアクセスできない専用回線を通じて接続するようなシステム構築をしております。万が一インターネット側からWebサーバーに不正アクセスがあった場合でも、その影響が庁内に及ぶことはございません。

そのほか、業者側では外部のインターネットホームページのWebサーバーとの間にファイヤーウォールを設置して、必要な通信のみを通過させ、不要な通信は遮断してデータやプログラムの盗み見、改ざん、破壊等の不正行為からデータを守る仕組みが組み込まれております。

一方、市側ではホームページの情報は庁内にあるサーバーで集約管理しており、各課で任命されたホームページ担当者が所管情報のみを編集できるように、IDとパスワードにより管理をしております。各課で編集を終えたコンテンツを公開する作業、いわゆるアップロードは秘書広報課及び情報システム課の職員のみが行えるようにしております。内部からもホームページの改ざん等の不正行為は行えない仕組みになっております。さらに総務省などのセキュリティ診断を定期的に受け、セキュリティレベルの維持、向上に日々努めております。ホームページが改ざんされた場合には利用者に大変御迷惑をおかけすることになるばかりではなく、行政の信用失墜にもつながりかねませんので、今後とも十分なセキュリティ対策を講じてまいりたいと思います。

次に、2点目のホームページの内容について四つほど御質問をいただいております。まずホームページのWebサーバーのOSについて及びサーバーの設置についてでございますが、ここで今、私が話をしていることはこのまま福生市議会の会議録検索システムに登録されまして、インターネットを經由して全国にこの情報が発信されます。セキュリティ対策上、サーバーの業者名や設置場所、システムの構成等の具体的な情報を公開しますと、不正アクセスを意図している者に対しまして手がかりとなる情報を提供することにつながりますので、したがって、ここでは「ホームページのWebサーバーは都内のプロバイダーのホスティングサービスを利用しております」ということだけ回答をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、ホームページの制作者についてですが、平成16年7月からコンテンツ管理

システムを導入し、従来からの委託作成から各担当課でホームページを制作できる体制に移行いたしました。ホームページの制作に当たっては、職員に対しガイドラインや手引きを作成し、周知するとともに、操作講習を実施してきたことに伴い、おかげさまで現在では各コンテンツの制作、修正は各課で行えるようになってきております。また職員が制作していますことから、情報はより正確に、迅速に伝えられているというふうに思っております。

次に、ホームページのコンテンツのことについてのいろいろなお話がございました。平成10年10月に開設以来、改良を重ねまして運営をしてきましたけれども、情報量が1000件を超えたことに伴いまして再度情報を整理し、見やすさ、探しやすさを重視し、広範な使い方、利用しやすいWebアクセシビリティに配慮した改善を図るために平成18年8月に全面リニューアルをいたしたところでございます。御指摘のとおりコンテンツによってはいろいろと御意見があらうと思いますので、それら市民のニーズにおこたえするためのさらなる充実を図っていかねばならない、こんなふうに思っております。

それから、3点目のホームページのバナー広告について三つほど御質問をいただいております。まず情報の持つ価値ということでございます。今日のような高度情報化社会においては、情報の持つ価値はとても重要なものであると思います。その新鮮で価値のある行政情報を発信し、また市民からも情報を収集する手段としてのホームページの持つ意義は言うまでもないと思います。ましてトップページの重要さはおっしゃるとおりお金で換算できるようなものではないとも思います。ホームページの持つ情報の価値については、そのような考え方を持っておりますので、今後もホームページ等で市民情報の共有を図りながら、市政への参加、協働につなげてまいりたいと、こんなふうに思います。

次に、バナー広告を入れることになった経緯についてですけれども、地方分権の進展する中で市の自主性、独立性が求められることと、三位一体の改革に伴い市を取り巻く状況が一段と厳しさを増している中で、新たな収入財源について常に検討し、事業経費の財源を確保している状況でございます。

そのような観点から、広報媒体に掲載する広告につきましては、既に平成16年度に「私の便利帳」、また平成17年度に市内マップに広告を掲載し、収益を上げておりまして、議会から御意見等もいただきながら、平成18年度にホームページをリニューアルしましたときにあわせてバナー広告を導入いたしました。

次に、福生市のホームページのトップページについてでございますが、トップページはまさに市役所の顔である、あるいは玄関であります品格がなければならないと、こういった認識をしております。このことを踏まえつつ、先ほども申し上げましたとおり、財源確保の視点に基づき、バナー広告を導入しましたわけで、広告という性質を考えるとトップページに掲載することがより効果的な方法であると判断はしております。

また、バナー広告の取り扱いにつきましては、福生市ホームページバナー広告掲載取扱要綱に基づき、掲載できる広告の種類及び範囲や広告の記載場所等を規定してい

るとともに、広告の選定についても公平性及び透明性を確保するため広告選定委員会を置きまして、決定の審査をしております。今後もバナー広告については慎重に対応していかねばならないと考えております。

いろいろと御意見をいただきまして、トップページのバナー広告を別のページに移動したらどうかというような御意見もいただきましたし、またそういったものをどのように考えていったらいいかという基本的なところでの御意見がございましたので、いずれにいたしましても、御意見は御意見としていろいろとこれから議論をしていかなくてはいけないというふうに聞かせていただきました。

お答えできる部分については、できるだけ細かくお答えをさせていただいた上で、いずれにしましても、いろいろなこれから議論をさせていただければというふうに思いますので、この後ホームページの管理費、あるいはコンテンツ等についていろいろと御質問もいただきましたし、御意見もいただきましたので、そういった個別な部分についての答弁については企画財政部長から説明をさせていただきたいと存じます。

以上で杉山議員さんの御質問に対する答弁といたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、ホームページの管理費についてでございますが、御指摘のとおり207万4000円で間違いございません。

次に、ホームページのコンテンツが見づらい、使いにくいとの御指摘でございますが、次のようなことに原因等があると考えております。1点目といたしましては、担当課が制作、修正をしている関係で担当職員によってばらつきが出ないように、また統一性を持たせるようにテンプレートを設定しておりますので、画像の配置にバリエーションが少ないということが原因にあると考えております。

2点目は、行政の情報は文字量が多く、読みづらい感があると思いますので、この点につきましては見だしや区切り方を工夫するよう徹底をしたいと考えております。

3点目は、2点目の文字量の多さの関係で小さい文字があるのも事実でございます。トップページの使い方ガイドで文字の大きさを変更する方法などを御案内をいたしておりますが、やや気付きづらいかもしれませんので、工夫してまいりたいと考えております。

また、フォントについてでございますが、市のホームページはフォントをしておりませんので、利用者のブラウザの初期設定によって表示されるようになっております。多くの方がブラウザとしてインターネットエクスプローラーを使用していると考えられ、インターネットエクスプローラーの初期設定はゴシックですので、ゴシックで表示されることとなってまいります。

次に、ホームページの表示の大きさをあらわす解像度についてでございますが、市のホームページは不特定多数の利用者の方が見ますことから、普及しているパソコンのディスプレイの解像度を考慮して、ホームページをリニューアルしたときの市内のホームページ関係課による調整会議の中で、ホームページの解像度は800×600dpiに設定した経過がございます。1024×768dpiにした方がよいのではないかと御指摘につきましては、次回のリニューアルに向けて検討してまいりた

いと、そのように考えております。

また、見づらいホームページの例で上げられておりました選挙速報についてでございますが、次回からは見やすい、わかりやすいページにしていきたいと思いますと考えております。

次に、申請書類のファイルに至るまでのクリックの回数でございますが、すべての申請書類について回数を減らすことは難しいと思いますが、トップページのトピックスを利用することにより、トピックスで扱っている今一番必要とする申請書に2回のクリックでいけるようにしていきたいと考えております。

また、ホームページは高齢者や障害者の方にとって重要な情報源になりつつあると認識しておりますので、より一層広範的な方の利用を確保できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、広告収入についてでございますが、御指摘のとおり240万円で間違いございません。

いろいろと御指摘をいただきましたが、利用しやすいホームページとなるよう改善をしていきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○3番（杉山行男君） 御答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

質問は1点のみでございます。あとは要望、提案ですので、お聞きいただければと思います。まず1点ですけれども、ホームページのセキュリティ対策について御答弁をいただきました。内部への侵入、不正なアクセス防止に努めているということで、少し安心したわけでございます。

さらにお伺いをするわけでございますけれども、私は情報漏れの原因は人が直接持ち出すことだと思っております。幾らコンピューターに外部からの侵入に対してセキュリティ対策を施しましても、内部からの情報漏れを、情報漏えいの防止ということも考えねばならないと思っております。内部から漏れたのではどうにもならないと思いますが、いかがでしょうか。お聞きしますが、あつてはならないことだと思っています。もし役所で働く個人が、個人を通して内部から漏れたときのペナルティはどうなっていますか。とても厳しい対応が必要だと考えておりますけれども、お聞かせください。これ1点です。

あとは要望になります。今、Webサーバーについて、OSや設置場所をお聞きしました。市長さんのお答えでWebサーバーはこういうWebサーバーで、場所はどこどこに置いてありますとすぐ市長さんが答えるようでしたら、私は市長さんを始め部課長さんに向かって大変厳しく詰め寄る用意をしておりました。

確かにインターネット上には議事録がきちっと出るわけでありまして、そういったセキュリティ、そういった意味でも安全、安心なのですけれども、そこら辺の意識をしっかりと市の幹部の皆さんがお持ちしていただけているということがわかりましたので、とりあえずほっとしております。

それにあわせて、先に要望を2回目の質問でやりますけれども、コンピューターネットワークの発達する社会があるのですけれども、細かいことまで、何から何まです

べて公開する、インターネット上に公開さえすれば情報公開が進んでいるのだというふうな錯覚をしてしまわないように、特にインターネットに限りですが、インターネット上に公開していく上では、時には慎重過ぎるぐらい慎重に、時には大胆な決断をしていただく、そういう方法がよろしいかと思います。これからもしっかりと意思統一を図っていただきまして、セキュリティ対策を取っていただくことを希望しておきます。

それから、ホームページの内容につきまして御答弁いただきました。ありがとうございました。ホームページの制作に共通のテンプレートを使っているということですが、古いテンプレートを使っていると思われますので、そのテンプレートそのものをもう少しセンスのよい新しいものに取り替えた方がよろしいかと進言しておきます。

解像度についてですが、Windows パソコンの出始めにつきましては、800×600 dpi のパソコンが多かったわけですが、現在はモバイルPCとされますこのくらい——このくらいと言ってもわかりませんが、議事録には載りませんので、15センチ×20センチぐらい、このぐらいの小さなパソコンでさえ1024×768 dpi が標準になっております。こういう時代も見据えまして、こちらの方も検討していただければよろしいかと思います。1024×768 dpi でも、プリントアウトしてもきちっとA4サイズの紙におさまりますので、あわせてお伝えしておきます。

本当はここにパソコンを持ってきて、ホームページを見ながら、ここ、この色、この文字、これ、この大きさ、このバランス、一つ一つ全部言いたいぐらいに思っているのですが、それは無理ですから、指摘できませんけれども、先ほど言いましたが、トップページに限っての意見です。トップページに限っては大変申しわけないのですが、全体のイメージやスペースの使い方、色の使い方、それらのバランス、それから文字の色、検討する余地がいっぱいあると思っております。もう一度しっかりとコンテンツやレイアウトの見直しを図って、見やすいホームページにさせていただきますようお願いを申し上げます。

これは決して職員をしかっているわけではありませんで、優秀な職員が頑張っているのを知っています。それからやればできる能力を持っている職員がいるのも知っています。やれば、やっていただけるものと思っておりますので、あえて頑張れという応援の質問でございますので、ぜひ見やすい、センスのいいホームページにさせていただきますように御期待を申し上げておきます。

それから、バナー広告に御答弁をいただきました。財源確保の視点に基づいてバナー広告の導入をしたということですが、240万円の運営費がないとホームページの運用ができないということではないと思っておりますので、それから議会の質問があったということも了解しております。

広告はトップページでないと効果的でないというふうにも御答弁をいただきましたけれども、民間のポータルサイトや企業の広告サイトと違い、行政のトップページにおきましては何億という価値、それ以上の価値、お金に換算できないほどの価値があ

るというふうに思っておりますので、その価値は市民も共有をしておりますので、ぜひその市民が情報にアクセスするスペースを、財源確保のためとはいえ、表現が適切でないかもしれませんが、企業にそのスペースを売ってしまっているという現実には考えた方がいいかなというふうに思っております。

行政のホームページ、特にトップページにおきましては、安易に企業広告を取るべきでないというふうに申し上げておきたいと思います。企業のバナー広告はトップページ以外のページで展開する方がよろしいかというふうに思っております。

近隣の市町村でも、自主財源確保の大義の下にバナー広告を多く取っているのを承知しておりますけれども、企業広告をトップページに掲載するようなビジネスモデルが行政の経済感覚を麻痺させなければいいかなというふうに危惧をしております。

くどういふですけれども、福生市の持つ情報の価値について、お金では換算できないほどの価値を持つと思っております。行政のトップページにありましては、民間と違う行政の品格、格式を持ったものにしてほしいと願っております。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 個人情報などの漏洩があった場合のペナルティ、罰則についてでございますが、そのときは福生市個人情報保護条例が適用され、職員、あるいは受託者などが個人情報を外部媒体などにより漏洩した場合には、2年以下の懲役、または100万円以下の罰則が課せられます。

さらに、地方公務員法が適用される一般職員につきましては、懲戒処分を受けることとなりますが、最も厳しい処分といたしますと懲戒免職となってまいります。

○3番（杉山行男君） ありがとうございます。個人情報の漏洩につきましては、ペナルティのある件は了解いたしました。福生市個人情報保護条例で職員並びに業者のペナルティがあることがわかりました。罰金は100万円ということもわかりました。この罰金につきましては時代とともに見直しを図っていかねばならないと思っておりますので、また見直しの時期がきましたらぜひひとつ罰金につきましては見直しを図っていただきますようお願いをしておきます。この件につきましてはこれで結構でございます。ありがとうございます。

ホームページにおける行政の情報発信につきましては、インターネットの功罪、またバーチャルな世界をしっかりと理解した上で、時代に即応した福生らしさが伝わってくるようなホームページづくりに努めていただきたいと思いますので、今回はホームページのセキュリティ、それから内容、バナー広告についてお伺いをいたしました。

品格とプライドを持ったホームページをつくっていただけるものと御期待を申し上げまして質問を終わります。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会と

することに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月7日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時25分 延会

